

検討事項に関する主要な論点及び検討資料

ページ

1. 主要な論点

- ・ 導入すべき労働調停の在り方について . . . 1
- ・ 雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の
の関与する裁判制度の導入の当否等について . . . 2
- ・ 労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否等について . . . 3
- ・ 労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方について . . . 4

2. 検討資料

- ・ 導入すべき労働調停の在り方について . . . 5
- ・ 雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の
の関与する裁判制度の導入の当否等について . . . 17
- ・ 労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否等について . . . 27
- ・ 労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方について . . . 33

導入すべき労働調停の在り方についての主要な論点

- 1 対象となる紛争
 - (1) 個別的紛争を念頭に置いて制度設計をする考え方
 - (2) その他の考え方（集团的紛争も念頭に置くか等）

- 2 事物管轄（簡易裁判所とするか、地方裁判所とするか）
 - (1) 管轄する裁判所
 - ・ 主として簡易裁判所の管轄とする考え方（現行の民事調停手続と同様）
 - ・ 主として地方裁判所の管轄とする考え方
 - ・ その他
 - (2) 労働調停と簡易裁判所の一般民事調停の選択の可否

- 3 土地管轄（申立人の住所地での申立ての可否）

- 4 専門家調停委員
 - (1) 必要とされる専門性の内容
 - ・ 労働法に関する知見（法令、判例等）
 - ・ 労働関係の実情に関する知見（労働関係の制度、技術、慣行等）
 - ・ 労働関係に関する調整力（労使の均衡点を見出す勘、感覚等）
 - ・ 自然科学に関する知見（労働災害等に関連する医学、先端的な産業技術等）
 - ・ その他の知見
 - (2) 専門家調停委員の性格
 - ・ 中立公平な第三者
 - ・ 労使の代表者
 - (3) 専門家調停委員の供給源

- 5 訴訟との連携
 - (1) 調停前置の要否
 - (2) 職権による付調停の活用等
 - (3) 調停不成立の場合の取扱い（調停手続で提出された資料等の訴訟での取扱い等）

- 6 調停の成立を促進するための仕組み
 - (1) 調停委員会が定める調停条項の制度等の導入
 - (2) 調停に代わる決定等の活用
 - (3) その他

雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の 関与する裁判制度の導入の当否等についての主要な論点

- 1 裁判への専門的な知識経験の導入の必要性の有無等
 - (1) 専門的な知識経験の導入の必要性の有無
 - (2) 専門性が必要とされる事件の種類
 - ・ 個別的紛争、集団的紛争（それぞれの具体的な意味内容についてもさらに検討が必要）
 - ・ 要件の明確な規定への当てはめで判断が可能な紛争、要件が一般的な規定であるためその解釈も必要な紛争
 - ・ その他具体的な紛争類型としてどのようなものがあるか。
 - (3) 必要とされる専門性の内容
 - ・ 労働法に関する知見（法令、判例等）
 - ・ 労働関係の実情に関する知見（労働関係の制度、技術、慣行等の経験則等）
 - ・ 労働関係に関する調整力（労使の均衡点を見出す勘、感覚等の経験則等）
 - ・ 自然科学に関する知見（医学（労働災害等関連）、先端的な産業技術等）
 - ・ その他の知見
 - (4) 必要とされる専門性の水準・程度
- 2 専門性を導入する方法
 - (1) 裁判官による習得（研修、書物等）
 - (2) 当事者による主張・立証（証拠調べ等）
 - (3) 専門的な知識経験を有する外部の人材（専門家）の活用
- 3 専門家を活用する場合の専門家の在り方
 - (1) 専門家の性格
 - ・ 中立公平性
 - ・ いわゆる労使の代表者
 - (2) 専門家の供給源、員数等
- 4 専門家を活用する場合の関与の場面等
 - (1) 関与の場面
 - 訴訟の進行に関し必要な事項についての協議（進行協議期日）
 - 争点及び証拠の整理（争点整理期日）
 - 証拠調べ
 - 和解
 - 判決
 - (2) 関与の態様
 - 専門的な知見に基づく説明（専門委員制度（検討中）参照）
 - 当事者、証人等への発問（司法委員制度、専門委員制度（検討中）参照）
 - 意見の陳述（評議；司法委員制度参照。いわゆる参審・参与制度）
 - 判断（評決；いわゆる参審制度）
 - (3) 導入された専門的知見の内容についての透明性の確保等（専門委員制度（検討中）参照）
 - (4) 専門家が関与することについての当事者の意向の反映
- 5 その他の問題点
 - (1) 憲法上の論点（いわゆる参審制度の場合）
 - (2) 民事訴訟全体の中での位置付け

労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否等についての主要な論点

- 1 労働関係事件の性質と訴訟手続の在り方（現行の労働関係事件に係る民事訴訟手続の現状と評価等）
- 2 労働関係事件に係る民事裁判の充実、迅速化
 - (1) 審理期間の短縮
 - (2) 計画審理（事件の振分け等）
 - (3) 証拠の収集
 - (4) その他
- 3 労働関係事件に係る民事裁判へのアクセス
 - (1) 簡便な定型の訴状の活用
 - (2) 訴訟費用の在り方等
 - (3) その他
- 4 その他
 - (1) 少額訴訟手続の活用
 - (2) 仮処分手続と本案訴訟手続
 - (3) その他

労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方についての主要な論点

1 労働委員会の救済命令に対する司法審査制度の現状と評価

- ・ 労働委員会制度の意義・目的、司法審査の役割
- ・ 労働委員会制度の現状
- ・ 「事実上の5審制」の問題状況

2 労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方

(1) 審理の充実、迅速化

(2) 審級省略の当否

- ・ 労働委員会の審査手続の厳格性の程度（当事者に対する主張・立証等の手続保障や事実認定過程の在り方、審査手続が裁判所の第一審に代替し得るか）
- ・ 労働委員会の判断の専門性の内容
- ・ 審級の利益（当事者が裁判所の判断に対する不服を上級審に訴える機会の確保）
- ・ その他

(3) 実質的証拠法則の当否

- ・ 労働委員会の審査手続の厳格性の程度、判断の専門性の内容
- ・ その他

(4) 新主張・新証拠の提出制限の当否

- ・ 労働委員会の審査手続の厳格性の程度、判断の専門性の内容
- ・ その他

3 その他

導入すべき労働調停の在り方についての検討資料

本資料は、「労働関係事件への総合的な対応強化に係る検討すべき論点項目（中間的な整理）」の「2 導入すべき労働調停の在り方について」の各論点項目（枠囲み中に掲記）に関して、検討の参考として、事務局において、関係法令、参考文献その他の関連事項を記載したものである。

2 導入すべき労働調停の在り方について

(1) 労働調停に求められるもの（労働調停の機能・効果）

- ・ 現行の民事調停制度の現状と評価（労働関係事件での利用が進んでいない原因等）
- ・ 専門性（内容，水準・程度）
- ・ 簡易・迅速性（調停手続に要する期間・回数，紛争処理全体に要する期間，訴訟における和解との関係）
- ・ 実効性（訴訟の判決との関係）
- ・ 対象となる紛争（個別的紛争か集团的紛争も含めるか，権利紛争か利益紛争か，通常の民事調停との選択の可否等）

[1] 民事調停制度

民事調停制度は、民事に関する紛争について、当事者の互譲により、条理にかない実情に即した解決を図ることを目的とした制度である。

【参照条文】

民事調停法（昭和26年法律第222号）（抄）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条理にかない実情に即した解決を図ることを目的とする。

[2] 民事調停の簡易・迅速性

調停成立の可能性がないのに、いたずらに手続を長引かせるのでは、簡易・迅速な紛争の処理が図れないので、このような場合には、調停不成立のまま事件を終了させることができることとされている。

また、民事訴訟のように、詳細な手続に関する規定はなく、簡易な手続で処理を図ることができる。

【参照条文】

民事調停法（抄）

（調停の不成立）

第14条 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込がない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、裁判所が第十七条の決定をしないときは、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができる。

[3] 民事調停の実効性

民事調停においては、調停前の措置の違反に対する制裁、不出頭に対する制裁

が設けられている。また、成立した調停は裁判上の和解と同一の効力を有するとともに、調停が成立する見込みがない場合には、裁判所は職権で調停に代わる決定をすることができることとされている。

【参照条文】

民事調停法（抄）

（調停前の措置）

第12条 調停委員会は、調停のために特に必要があると認めるときは、当事者の申立により、調停前の措置として、相手方その他の事件の関係人に対して、現状の変更又は物の処分の禁止その他調停の内容たる事項の実現を不能にし又は著しく困難ならしめる行為の排除を命ずることができる。

2 前項の措置は、執行力を有しない。

民事調停規則（昭和26年最高裁規則第8号）（抄）

（合意による暫定的措置の勧告）

第38条 調停委員会は、必要があると認めるときは、当事者に対し、調停の成立を著しく困難にし、又はその円滑な進行を妨げる行為を合意により一時停止すべきことを勧告することができる。

民事調停法（抄）

（調停の成立・効力）

第16条 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

（調停に代わる決定）

第17条 裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において相当であると認めるときは、当該調停委員会を組織する民事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることができる。この決定においては、金銭の支払、物の引渡しその他の財産上の給付を命ずることができる。

（異議の申立）

第18条 前条の決定に対しては、当事者又は利害関係人は、異議の申立をすることができる。その期間は、当事者が決定の告知を受けた日から二週間とする。

2 前項の期間内に異議の申立があつたときは、同項の決定は、その効力を失う。

3 第一項の期間内に異議の申立がないときは、同項の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

（不出頭に対する制裁）

第34条 裁判所又は調停委員会の呼出しを受けた事件の関係人が正当な事由がなく出頭しないときは、裁判所は、五万円以下の過料に処する。

（措置違反に対する制裁）

第35条 当事者又は参加人が正当な事由がなく第十二条（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による措置に従わないときは、裁判所は、十万円以下の過料に処する。

[4] 対象となる紛争

民事調停の対象は、広く「民事に関する紛争」とされ、他方、宅地建物調停、農事調停等の特定の紛争に関する調停について、特則が設けられている。

【参照条文】

民事調停法（抄）

（調停事件）

第2条 民事に関して紛争を生じたときは、当事者は、裁判所に調停の申立をすることができる。

（宅地建物調停事件・管轄）

第24条 宅地又は建物の貸借その他の利用関係の紛争に関する調停事件は、紛争の目的である宅地若しくは建物の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

(農事調停事件)

第25条 農地又は農業経営に附随する土地、建物その他の農業用資産(以下「農地等」という。)の貸借その他の利用関係の紛争に関する調停事件については、前章に定めるものの外、この節の定めるところによる。

(商事調停事件について調停委員会が定める調停条項)

第31条 第二十四条の三の規定は、商事の紛争に関する調停事件に準用する。

(鉅害調停事件・管轄)

第32条 鉅業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)に定める鉅害の賠償の紛争に関する調停事件は、損害の発生地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

(交通調停事件・管轄)

第33条の2 自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害賠償を請求する者の住所又は居所の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

(公害等調停事件・管轄)

第33条の3 公害又は日照、通風等の生活上の利益の侵害により生ずる被害に係る紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害の発生地又は損害が発生するおそれのある地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。)について、あっせんの制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

(当事者に対する助言及び指導)

第4条 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争(労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二十六条第一項に規定する紛争を除く。)に関し、当該個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該個別労働関係紛争の当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(第2項以下 略)

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)(抄)

第6条 この法律において労働争議とは、労働関係の当事者間において、労働関係に関する主張が一致しないで、そのために争議行為が発生してゐる状態又は発生する虞がある状態をいふ。

第7条 この法律において争議行為とは、同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他労働関係の当事者が、その主張を貫徹することを目的として行ふ行為及びこれに対抗する行為であつて、業務の正常な運営を阻害するものをいふ。

【参考文献】

「〔民事調停法第2条は、〕調停の対象が民事上の紛争のすべてに及ぶこと〔中略〕を明らかにした規定である。」

「ここで「民事に関して紛争が生じたとき」という場合の「民事」とは、一般に「刑事」に対する意味の最広義の概念であつて、いわゆる「商事」および「家事」関係の紛争を含むことはもちろん、広く法律的な処理が可能であり、かつ、当事者の合意的解決に親しむ一切の紛争を包含するものと解してよい。」

「『紛争』とは〔前述した〕ような対象について、当事者間で意思または意見が一致せず、あるいは他方が一方の要求に応じなく、あるいは応じないと認められるような状態があることを意味する。その紛争が、権利の存否に関するものか、権利の範囲あるいは履行期ないしはその履行方法に関するものかを問わない。しかし、具体的にどの程度の状態をもつて本条にいう「紛争」ありとみるかは、実務上問題のあるところである。判例の傾向は紛争の意味を比較的ゆるやかに解しており、権利関係の存否、内容、範囲に関するものに限らず、権利関係の不確実や権利実行の不安がある場合をも紛争とみ

ている。また、現在は争いがなくとも、申立当時から予測できる将来の紛争の発生の可能性がある場合にも争いがあるとされ、権利関係には争いが無いが、将来の権利の実行の不安を除去するためされた小作調停の申立ても有効であり、将来の紛争を防止するため当事者間の法律関係を明確にし、または、債務名義を得る目的で調停の申立てをする場合も紛争があるとして取扱えるとの見解もある。」(最高裁判所事務総局「民事調停法逐条解説」)

[5] 通常の民事調停との選択

いわゆる特定調停制度においては、特定調停手続により調停を行う場合には、その旨を求める申述を行うこととされている。

【参照条文】

特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）
（特定調停手続）

第3条 特定債務者は、特定債務等の調整に係る調停の申立てをするときは、特定調停手続により調停を行うことを求めることができる。

2 特定調停手続により調停を行うことを求める旨の申述は、調停の申立ての際にしなければならない。

（第3項 略）

(2) 管轄の在り方

- ・ 事物管轄（簡易裁判所とするか、地方裁判所とするか）
- ・ 土地管轄（申立人の住所地での申立てを認める必要性の有無等）

[6] 民事調停の管轄

民事調停は、原則として、相手方の住所地等を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所が管轄するが、宅地建物調停、農事調停等については、紛争の性質に応じて管轄の特則が定められている。

管轄の在り方の検討に際しては、相手方の利害、本案訴訟の管轄との関係、移送の在り方等について考慮することが必要と考えられる。

【参照条文】

民事調停法（抄）

（管轄）

第3条 調停事件は、特別の定がある場合を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とする。

（宅地建物調停事件・管轄）

第24条 宅地又は建物の賃借その他の利用関係の紛争に関する調停事件は、紛争の目的である宅地若しくは建物の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

（管轄）〔農事調停に関する規定〕

第26条 前条の調停事件は、紛争の目的である農地等の所在地を管轄する地方裁判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

（鉱害調停事件・管轄）

第32条 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）に定める鉱業の賠償の紛争に関する調停事件は、損害の発生地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

（交通調停事件・管轄）

第33条の2 自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害賠償を請求する者の

住所又は居所の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

(公害等調停事件・管轄)

第 3 3 条の 3 公害又は日照、通風等の生活上の利益の侵害により生ずる被害に係る紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害の発生地又は損害が発生するおそれのある地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

(3) 雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する調停委員（以下「専門家調停委員」という。）の在り方

ア 専門家調停委員の性格，役割等

- ・ 期待される役割（当事者間の調整，専門性の導入，当事者の主張の補充）
- ・ 専門家調停委員に必要とされる専門的な知識経験，能力の内容，水準
- ・ 程度（紛争の種類による相違点）
- ・ 専門家調停委員の性格（労使の代表者か，中立公平な第三者か）
- ・ 専門家調停委員の権限
- ・ 専門家調停委員に必要とされる倫理，義務

[7] 調停委員の知識経験

民事調停委員は、弁護士となる資格を有する者、民事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者、社会生活の上で豊富な知識経験を有する者の中から選任することとされている。

【参照条文】

民事調停委員及び家事調停委員規則（昭和 4 9 年最高裁判所規則第 5 号）(抄)

(任命)

第 1 条 民事調停委員及び家事調停委員は、弁護士となる資格を有する者、民事若しくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満のものの中から、最高裁判所が任命する。ただし、特に必要がある場合においては、年齢四十年以上七十年未満の者であることを要しない。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（抄）

(委員会の組織)

第 7 条 (第 1 項 略)

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

(第 3 項以下 略)

[8] 調停委員の権限

民事調停委員の本来的な職務は、調停委員会で行う調停に関与することであるが、この他、専門家調停委員については、裁判所の命を受けて、担当外の調停事件について意見を述べること等がその職務とされている。

【参照条文】

民事調停法（抄）

(民事調停委員)

第 8 条 民事調停委員は、調停委員会で行う調停に関与するほか、裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、囑託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行い、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。

(第2項 略)

[9] 調停委員の義務

民事調停委員は評議の秘密や職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないこととされている。その他、裁判所職員臨時措置法に基づき、国家公務員法の規定で準用されるものがある。

【参照条文】

民事調停法(抄)

(評議の秘密を漏らす罪)

第37条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなく評議の経過又は調停主任若しくは民事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、十万円以下の罰金に処する。

(人の秘密を漏らす罪)

第38条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

イ 専門家調停委員の任免の在り方

- ・ 専門家調停委員の選任方法，選任資格，欠格事由，報酬等

[10] 調停委員の選任方法

民事調停委員は、一定の要件を満たす者の中から、任期2年で最高裁判所が任命することとされている。

【参照条文】

民事調停委員及び家事調停委員規則(抄)

(任命)

第1条 民事調停委員及び家事調停委員は、弁護士となる資格を有する者、民事若しくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満のものの中から、最高裁判所が任命する。(以下略)

(任期)

第3条 民事調停委員及び家事調停委員の任期は、二年とする。

(所属等)

第4条 民事調停委員及び家事調停委員の所属する裁判所は、最高裁判所が定める。

[11] 調停委員の選任資格

前掲[7]参照。

[12] 調停委員の欠格事由

民事調停委員には、禁錮以上の刑に処せられた者、一定の懲戒処分を受けた者等はなることができないこととされている。

【参照条文】

民事調停委員及び家事調停委員規則(抄)

(欠格事由)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、民事調停委員又は家事調停委員に任命することができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

- 三 裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- 四 弁護士として除名の懲戒処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 五 医師として医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第七条第二項の規定により免許を取り消され、再免許を受けていない者
- 六 公認会計士、税理士又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補として登録抹消、業務禁止又は登録消除の懲戒処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 七 弁理士、建築士又は土地家屋調査士として業務禁止、免許取消し又は登録取消しの懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（抄）
（委員の欠格条項）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- 一 破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

（第2項 略）

ウ 個別の事件に係る専門家調停委員の指定の在り方

- ・ 担当調停委員の指定の方法（当事者の意向の反映等）、調停委員会の人数・構成、除斥・忌避制度の要否

[13] 調停委員の指定、構成

民事調停委員は、裁判所が調停委員会で調停を行う各事件について2名以上指定することとされている。

【参照条文】

民事調停法（抄）

（調停委員会の組織）

第6条 調停委員会は、調停主任一人及び民事調停委員二人以上で組織する。

（調停主任等の指定）

第7条 調停主任は、裁判官の中から、地方裁判所が指定する。

2 調停委員会を組織する民事調停委員は、裁判所が各事件について指定する。

[14] 除斥・忌避

民事調停委員については、裁判官と異なり裁判権の行使に当たるものではないことから、除斥・忌避の制度は設けられていない。

【参照条文】

民事訴訟法（平成8年法律第109号）（抄）

（裁判官の除斥）

第23条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあっては、他の裁判所の囑託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。

一 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者であるとき、又は事件について当事者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。

二 裁判官が当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。

三 裁判官が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 裁判官が事件について証人又は鑑定人となったとき。

五 裁判官が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。

- 六 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。
- 2 前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をする。
(裁判官の忌避)
- 第24条 裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。
- 2 当事者は、裁判官の面前において弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、その裁判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

エ 専門家調停委員の供給源等

- ・ 専門家調停委員の供給源，養成
- ・ 専門家調停委員に対する研修

[15] 調停委員の供給源

前掲[7]参照。

(4) 調停前置の要否

- ・ 調停前置のメリット及びデメリット
- ・ 調停前置とする場合における対象範囲（個別的紛争，集团的紛争，多数当事者事件，少額事件等）

[16] 調停前置

宅地建物調停及び家事調停においては、訴えを提起しようとする場合には、まず調停の申立てをしなければならないこととされている。

【参照条文】

民事調停法（抄）

（地代借賃増減請求事件の調停の前置）

第24条の2 借地借家法（平成三年法律第九十号）第十一条の地代若しくは土地の借賃の額の増減の請求又は同法第三十二条の建物の借賃の額の増減の請求に関する事件について訴えを提起しようとする者は、まず調停の申立てをしなければならない。

- 2 前項の事件について調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、受訴裁判所は、その事件を調停に付さなければならない。ただし、受訴裁判所が事件を調停に付することを適当でないとき認めるときは、この限りでない。

家事審判法（昭和22年法律第152号）（抄）

第18条 前条の規定により調停を行うことができる事件について訴を提起しようとする者は、まず家庭裁判所に調停の申立てをしなければならない。

- 2 前項の事件について調停の申立てをすることなく訴を提起した場合には、裁判所は、その事件を家庭裁判所の調停に付さなければならない。但し、裁判所が事件を調停に付することを適当でないとき認めるときはこの限りでない。

(5) 訴訟手続との連携

ア 調停手続の開始段階

- ・ 付調停の活用（付調停に適する事件の種類，付調停に当たっての事件の振分けの在り方，付調停についての具体的な要件・手続）
- ・ 訴訟手続の担当裁判官の調停手続への関与の当否

[17] 付調停

当事者が訴訟による紛争の解決を求めて訴えを提起した場合でも、事件の内容等により、互譲によって実情に即した解決を図ることがより望ましいと考えられる場合があるため、裁判所の職権による付調停の制度が設けられている。

【参照条文】

民事調停法（抄）

（受訴裁判所の調停）

第20条 受訴裁判所は、適当であると認めるときは、職権で、事件を調停に付した上、管轄裁判所に処理させ又はみずから処理することができる。但し、事件について争点及び証拠の整理が完了した後において、当事者の合意がない場合には、この限りでない。

2 前項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し又は第十七条の決定が確定したときは、訴の取下があったものとみなす。

3 第一項の規定により受訴裁判所がみずから調停により事件を処理する場合には、調停主任は、第七条第一項の規定にかかわらず、受訴裁判所がその裁判官の中から指定する。

イ 調停手続の終了段階

- ・ 調停不成立の場合の取扱い（調停手続で提出された資料の取扱い等）

[18] 調停不成立の場合の取扱い

民事調停においては、当事者間に合意が成立する見込みがない等の場合には、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができることとされている。

【参照条文】

民事調停法（抄）

（調停の不成立）

第14条 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、裁判所が第十七条の決定をしないときは、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができる。

(6) 調停手続の在り方

ア 調停手続の進行

- ・ 当事者の説得，調停案の提示等，労働関係事件の特性に応じた効果的な手続の進め方

[19] 調停手続の進行

民事調停は、紛争解決の柔軟性、具体的妥当性、簡易迅速性、紛争の全体的な解決可能性等をその特色としているため、個々の事案に即した対応が可能となるよう、手続の進め方について特に詳細な規定は設けられていない。

イ 調停の成立を促進するための仕組み

- ・ 調停の成立を促進する仕組みの強力さの程度
- ・ 現行法上の各種制度（調停に代わる決定の活用等）

[20] 調停の成立を促進する制度

民事調停においては、当事者間の合意による紛争解決を促進するため、以下のような制度が設けられている。

調停に代わる決定

当事者間のわずかな意見の相違等により、せっかくの調停手続が徒労に帰すことのないよう、裁判所が適切妥当と考える解決案を決定の形で提示し、当事者に反省と熟慮の機会を与え、これを機縁として紛争の終局的解決を期するものである。

調停条項案等の書面による受諾

調停の成立には、基本的には、両当事者が期日に出頭して合意を成立させることが必要であるが、いわゆる特定調停では、当事者が遠隔地に居住する等の場合に、当事者の出頭の必要性を緩和し手続を利用しやすくするため、その当事者については、あらかじめ提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出すれば足りることとするものである。裁判上の和解についても同様の制度が設けられている。

調停委員会が定める調停条項

調停事件のうちには、調停手続の過程で専門家調停委員が関与し、その専門的知識が活用されていること、経済合理性の観点から迅速な解決が望ましいこと等により、調停手続の中で最終的な解決を図ることが適当なものがあるため、当事者間に合意がある場合には調停委員会が調停条項を示す仲裁的な解決方法を設けている。なお、民事訴訟においても同様の制度が設けられている。

【参照条文】

《調停に代わる決定関係》

民事調停法（抄）

（調停に代わる決定）

第17条 裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において相当であると認めるときは、当該調停委員会を組織する民事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることができる。この決定においては、金銭の支払、物の引渡しその他の財産上の給付を命ずることができる。

（異議の申立）

第18条 前条の決定に対しては、当事者又は利害関係人は、異議の申立をすることができる。その期間は、当事者が決定の告知を受けた日から二週間とする。

2 前項の期間内に異議の申立があつたときは、同項の決定は、その効力を失う。

3 第一項の期間内に異議の申立がないときは、同項の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

《調停条項案等の書面による受諾関係》

特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（抄）

(調停条項案の書面による受諾)

第16条 特定調停に係る事件の当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ調停委員会から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が期日に出頭してその調停条項案を受諾したときは、特定調停において当事者間に合意が成立したものとみなす。

家事審判法(抄)

第21条の2 遺産の分割に関する事件の調停において、遠隔の地に居住する等の理由により出頭することが困難であると認められる当事者が、あらかじめ調停委員会又は家庭裁判所から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が期日に出頭して当該調停条項案を受諾したときは、当事者間に合意が成立したものとみなす。

民事訴訟法(抄)

(和解条項案の書面による受諾)

第264条 当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭弁論等の期日に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

《調停委員会が定める調停条項関係》

民事調停法(抄)

(地代借賃増減調停事件について調停委員会が定める調停条項)

第24条の3 前条第一項の請求に係る調停事件については、調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないとする場合において、当事者間に調停委員会の定める調停条項に服する旨の書面による合意(当該調停事件に係る調停の申立ての後にされたものに限る。)があるときは、申立てにより、事件の解決のために適当な調停条項を定めることができる。

2 前項の調停条項を調書に記載したときは、調停が成立したものとみなし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(商事調停事件について調停委員会が定める調停条項)

第31条 第二十四条の三の規定は、商事の紛争に関する調停事件に準用する。

(農事調停等に関する規定の準用)

第33条 第二十四条の三及び第二十七条から第三十条までの規定は、前条の調停事件に準用する。この場合において、第二十七条及び第二十八条中「小作官又は小作主事」とあるのは、「経済産業局長」と読み替えるものとする。

特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(抄)

(調停委員会が定める調停条項)

第17条 特定調停においては、調停委員会は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な調停条項を定めることができる。

2 前項の調停条項は、特定債務者の経済的再生に資するとの観点から、公正かつ妥当で経済的合理性を有する内容のものでなければならない。

3 第一項の申立ては、書面で行なければならない。この場合においては、その書面に同項の調停条項に服する旨を記載しなければならない。

4 第一項の規定による調停条項の定めは、期日における告知その他相当と認める方法による告知によってする。

5 当事者は、前項の告知前に限り、第一項の申立てを取り下げることができる。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。

6 第四項の告知が当事者双方にされたときは、特定調停において当事者間に合意が成立したものとみなす。

民事訴訟法(抄)

(裁判所等が定める和解条項)

第265条 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な和解条項を定めることができる。

- 2 前項の申立ては、書面でしなければならない。この場合においては、その書面に同項の和解条項に服する旨を記載しなければならない。
- 3 第一項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によってする。
- 4 当事者は、前項の告知前に限り、第一項の申立てを取り下げることができる。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。
- 5 第三項の告知が当事者双方にされたときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

(7) その他

- ・ 一定の事件の優先的な取扱いの要否
- ・ 他の紛争処理制度との関係（連携の要否等）

雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の 関与する裁判制度の導入の当否等についての検討資料

本資料は、「労働関係事件への総合的な対応強化に係る検討すべき論点項目（中間的な整理）」の「3 雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する裁判制度の導入の当否について」の各論点項目（枠囲み中に掲記）に関して、検討の参考として、事務局において、関係法令、参考文献その他の関連事項を記載したものである。

3 雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する裁判制度の導入の当否について

(1) 裁判への専門的な知識経験の導入

ア 専門的な知識経験の導入の必要性等

- ・ 導入の必要性の有無，導入の意義・目的（専門委員制度や司法委員制度による専門的な知識経験の導入との関係，我が国の労働関係紛争処理全体の中での訴訟の位置付け，民事訴訟事件全体の中での労働関係訴訟事件の位置付け，専門的な知識経験の導入に係る歴史的・社会的背景等）
- ・ 導入のメリット及びデメリット
- ・ 労働関係訴訟事件についての現状と評価
- ・ 導入が必要な事件の種類
- ・ 導入すべき専門的な知識経験の内容，水準・程度

【1】外部の人材が訴訟手続に関与する諸制度

簡易裁判所の訴訟手続においては、「国民の健全な良識と感覚を反映させること」〔小室直人他編 基本法コンメンタール 新民事訴訟法2 296頁〕を主たる目的として、和解勧試の補助又は事件についての意見聴取のため、司法委員を関与させることができることとされている。

また、現在、争点・証拠の整理等、証拠調べ、和解勧試に際して、専門的な知見に基づく説明を聴取するため、新たに専門委員制度を導入することが検討されている。

【参照条文】

民事訴訟法（平成8年法律第109号）（抄）

（司法委員）

第279条 裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる。（第2項以下 略）

イ 専門的な知識経験の導入の方法

- ・ 当事者・代理人からの主張・立証，裁判官による習得による対応

- ・ 外部の人材（以下「専門家」という。）の活用の必要性の有無
- ・ 専門家が関与することのメリット及びデメリット

[2] 当事者・代理人からの主張・立証との関係

我が国の民事訴訟においては、紛争の当事者が主張・立証した資料に基づいて判断を行うことが原則とされている（弁論主義）。

【参照条文】

民事訴訟法（抄）

（証明することを要しない事実）

第179条 裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な事実は、証明することを要しない。

【参考判例】

「裁判官の通常の知識により認識し得べき推定法則の如きは、その認識のためにとくに鑑定等の特別の証拠調を要するものではない。（最高裁判所昭和36年4月28日第2小法廷判決（民集15巻4号1115頁））」

「事実認定のための推定法則は、いわゆる経験則と称せられるものの一種である。そして、裁判所が経験則を認識するについては、訴訟上の証明手段によることを要せず、裁判官が私知により認識し得たことがらをそのまま用いてよいというのが旧大審院の判例でもあり（注一）、通説の認めるところでもあった（注二）。けれども、かような見解に対しては、経験則を一般常識的なものと特殊専門的なものとに分ち、後者については裁判官の私知を認めず、必ず訴訟上の証明手段によらねばならない、とする反対説がある（注三）。本判旨が「裁判官の通常の知識により認識し得べき推定法則云々」といっているのは、たまたま、本件の推定法則が常識で理解できる程度のものであったのでそういっただけのものであるか、大審院以来の見解を改め反対説の見解に賛成した上での判示であるか、必ずしも明らかでない。けれども、従来のように経験則の認識については私知が許されるというように割り切った表現を用いていないところからみても、本判旨が、少なくとも、前記反対説を一応念頭においていることは、ほぼ間違いのないところであり、今後、この判例が、判例転回の契機となることは考えられることであろう。その意味において記憶に留めらるべき判例の一つである。

（注一）明治35.9.19大判民録8輯8巻10頁、明治42.3.26大判民録15輯270頁、明治44.11.27大判民録17輯1032頁、昭和8.1.31大判民集12巻1号51頁。

（注二）岩松三郎「経験則論」民事裁判の研究所収153頁以下等。

（注三）兼子一「経験則と自由心証」民事法研究所収193頁、中田「民訴法講義上」135頁。」（同判決についての最高裁判所判例解説民事編昭和36年度169頁）

(2) 導入する場合において、専門家の関与の在り方等

ア 関与の形態

- ・ 専門家が評決権を有する場合（いわゆる参審制度）
- ・ 専門家の意見が聴取される場合（いわゆる参与制度）
- ・ 専門委員制度（ 現在，法制審議会において検討中）

[3] 評決権

裁判所が合議体により判決をする場合には、評議を行い、過半数の裁判官の意見によって決することとされている。

【参照条文】

裁判所法（昭和22年法律第59号）（抄）

第76条（意見を述べる義務） 裁判官は、評議において、その意見を述べなければならない。

第77条（評議） 裁判は、最高裁判所の裁判について最高裁判所が特別の定をした場合を除いて、過半数の意見による。

過半数の意見によつて裁判をする場合において、左の事項について意見が三説以上に分れ、その説が各々過半数にならないときは、裁判は、左の意見による。

- 一 数額については、過半数になるまで最も多額の意見の数を順次少額の意見の数に加え、その中で最も少額の意見
- 二 刑事については、過半数になるまで被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見

[4] 意見の聴取

司法委員、参与員、民事調停委員及び家事調停委員については、裁判所による意見聴取に関する規定が設けられている。

【参照条文】

民事訴訟法（抄）〔司法委員関係〕

第279条 裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる。（第2項以下 略）

家事審判法（昭和22年法律第152号）（抄）〔参与員関係〕

第3条 審判は、特別の定がある場合を除いては、家事審判官が、参与員を立ち合わせ、又はその意見を聴いて、これを行う。（以下略）
（第2項及び第3項 略）

民事調停法（昭和26年法律第222号）（抄）〔民事調停委員関係〕

第8条 民事調停委員は、調停委員会で行う調停に関与するほか、裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、囑託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行い、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。
（第2項 略）

家事審判法（抄）〔家事調停委員関係〕

第22条の2 家事調停委員は、調停委員会で行う調停に関与するほか、家庭裁判所の命を受けて他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、又は囑託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行う。
（第2項 略）

イ 関与する専門家の在り方等

専門家の性格等

- ・ 専門家の性格（労使の代表者か，中立公平な第三者か）
- ・ 専門家に必要とされる専門的な知識経験，能力の内容，水準・程度（紛争の種類による相違点）
- ・ 専門家に必要とされる倫理，義務

専門家の供給源等

- ・ 専門家の供給源，養成
- ・ 専門家に対する研修

[5] 専門家の性格

【参照条文】

労働組合法（昭和24年法律第174号）（抄）

（労働委員会）

第19条 労働委員会は、使用者を代表する者（以下「使用者委員」という。）労働者を代表する者（以下「労働者委員」という。）及び公益を代表する者（以下「公益委員」という。）各同数をもつて組織する。

（第2項以下 略）

（公益委員のみで行う権限）

第24条 第五条、第七条、第十一条及び第二十七条《編注：不当労働行為の審査》並びに労働関係調整法第四十二条の規定による事件に関する処分には、労働委員会の公益委員のみが参与する。但し、決定に先立つて行われる審問に使用者委員及び労働者委員が参与することを妨げない。

（第2項 略）

[6] 専門的な知識経験の内容

民事調停委員及び家事調停委員については、専門的な知識経験を有する者を含め、一定の任命要件が定められている（なお、司法委員及び参与員参照）。

【参照条文】

民事調停委員及び家事調停委員規則（昭和49年最高裁判所規則第5号）（抄）

（任命）

第1条 民事調停委員及び家事調停委員は、弁護士となる資格を有する者、民事若しくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満のものの中から、最高裁判所が任命する。ただし、特に必要がある場合においては、年齢四十年以上七十年未満の者であることを要しない。

司法委員規則（昭和23年最高裁判所規則第29号）（抄）

第1条 司法委員となるべき者は、良識のある者その他適当と認められる者の中から、これを選任しなければならない。

参与員規則（昭和22年最高裁判所規則第13号）（抄）

第1条 参与員となるべき者は、徳望良識のある者の中から、これを選任しなければならない。

[7] 服務・義務

裁判官、参与員、民事調停委員、家事調停委員等については、守秘義務に関する規定等が設けられている。

また、司法委員、参与員、民事調停委員及び家事調停委員については、非常勤の裁判所職員（特別職の国家公務員）であり、裁判所職員臨時措置法に基づき、国家公務員法の規定で準用されるものがある。

【参照条文】

裁判所法（抄）〔裁判官関係〕

第52条（政治運動等の禁止） 裁判官は、在任中、左の行為をすることができない。

- 一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること。
- 二 最高裁判所の許可のある場合を除いて、報酬のある他の職務に従事すること。
- 三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

（評議の秘密）

第75条（第1項 略）

評議は、裁判長が、これを開き、且つこれを整理する。その評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、この法律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならない。

家事審判法（抄）〔参与員及び家事調停委員関係〕

第30条 家事調停委員又は家事調停委員であつた者が正当な事由がなく評議の経過又は家事審判官若しくは家事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、十万

円以下の罰金に処する。

参与員又は参与員であつた者が正当な事由がなく家事審判官又は参与員の意見を漏らしたときも、前項と同様である。

第31条 参与員、家事調停委員又はこれらの職に在つた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

民事調停法（抄）〔民事調停委員関係〕

（評議の秘密を漏らす罪）

第37条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなく評議の経過又は調停主任若しくは民事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、十万円以下の罰金に処する。

（人の秘密を漏らす罪）

第38条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

労働組合法（抄）〔労働委員会委員関係〕

（公益委員の服務）

第19条の6 常勤の公益委員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2 非常勤の公益委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第23条 労働委員会の委員若しくは委員であつた者又は職員若しくは職員であつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らしてはならない。中央労働委員会の地方調整委員又は地方調整委員であつた者も、同様とする。

第29条 第二十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

[8] 供給源等

前掲[6]参照。

ウ 具体的な制度の在り方

- ・ 憲法との関係
- ・ 専門家の役割，関与の場面（意見陳述，和解，争点整理，判決）
- ・ 専門家の関与する事件の範囲（個別的紛争か集团的紛争か，権利紛争的側面か利益紛争的側面か，通常の民事訴訟との選択の可否，当事者の意向の反映等）
- ・ 専門家の選任方法，選任資格，欠格事由等
- ・ 手続の利便性，迅速性の確保

[9] 参審制度に関する憲法上の論点

労働関係事件におけるいわゆる参審制度の検討に当たっては、刑事訴訟手続における裁判員制度について検討されている憲法上の論点が参考となり得る。

また、この他、労働関係事件を「適正・迅速に処理するために」〔司法制度改革審議会意見書 22頁本文〕、「雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する

者の関与する裁判制度の導入の当否」〔同上 22頁枠内〕を検討しようとする観点と、裁判員制度における「裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができる」〔同上 102頁本文〕ようにする「司法の国民的基盤の確立（国民の司法参加）」〔同上 102頁〕の観点との相違点、国家の刑罰権の行使に関する刑事裁判と私人間の権利義務関係に関する民事裁判との相違点等に留意しつつ、裁判員制度の場合と異なる固有の論点があるか否か等について検討が必要であると考えられる。

なお、民事訴訟のうち、労働関係事件についてのみ参審制度を導入することとする場合には、その理由も論点となる。

【参照条文】

日本国憲法（抄）

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第76条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第77条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第78条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

第80条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第81条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

[10] 専門家の役割、関与の場面等

司法委員、参与員、民事調停委員、家事調停委員等については、関与の場面、職務・権限等に関して、以下の点についての規定が設けられている。

個々の事件・場面における関与の要否の選択の在り方（裁判所が必要と認められた場合に関与、当事者が同意した場合に限り関与、原則として必ず関与等）

関与の場面（和解の場面、審理の場面等）

関与の態様（裁判官に対して意見を述べることによる関与、証拠調べにおける発問による関与等）

労働関係事件での訴訟手続における関与の場面としては、(ア)争点整理、(イ)証拠調べ、(ウ)和解、(エ)判決における関与があり得る。また、関与の態様としては、(a)専門的な知見に基づく説明、(b)当事者、証人等への発問、(c)意見の陳述（評

議) (d)評決権の行使等があり得る。

【参照条文】

民事訴訟法(抄)[司法委員関係]

(司法委員)

第279条 裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる。
(第2項以下 略)

民事訴訟規則(平成8年最高裁判所規則)(抄)[司法委員関係]

(司法委員の発問)

第172条 裁判官は、必要があると認めるときは、司法委員が証人等に対し直接に問いを発することを許すことができる。

家事審判法(抄)[参与員関係]

第3条 審判は、特別の定がある場合を除いては、家事審判官が、参与員を立ち合わせ、又はその意見を聴いて、これを行う。但し、家庭裁判所は、相当と認めるときは、家事審判官だけで審判を行うことができる。

(第2項以下 略)

民事調停法(抄)[民事調停委員関係]

(民事調停委員)

第8条 民事調停委員は、調停委員会で調停に関与するほか、裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、囑託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行い、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。

(第2項 略)

家事審判法(抄)[家事調停委員関係]

第22条の2 家事調停委員は、調停委員会で調停に関与するほか、家庭裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、又は囑託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行う。

(第2項 略)

労働組合法(抄)[労働委員会委員関係]

(公益委員のみで行う権限)

第24条 第五条、第七条、第十一条及び第二十七条《編注：不当労働行為の審査》並びに労働関係調整法第四十二条の規定による事件に関する処分には、労働委員会の公益委員のみが参与する。但し、決定に先立つて行われる審問に使用者委員及び労働者委員が参与することを妨げない。

(第2項 略)

[11] 専門家の選任方法、資格要件、欠格事由等

専門性を有する民事調停委員、家事調停委員等について、選任方法、欠格事由等に関する規定が設けられている(なお、司法委員、参与員及び労働委員会委員参照)。

【参照条文】

民事調停委員及び家事調停委員規則(抄)[民事調停委員及び家事調停委員関係]

(任命)

第1条 民事調停委員及び家事調停委員は、弁護士となる資格を有する者、民事若しくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満のものの中から、最高裁判所が任命する。ただし、特に必要がある場合においては、年齢四十年以上七十年未満の者であることを要しない。

(欠格事由)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、民事調停委員又は家事調停委員に任命することができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- 四 弁護士として除名の懲戒処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 五 医師として医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第七条第二項の規定により免許を取り消され、再免許を受けていない者
- 六 公認会計士、税理士又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補として登録抹消、業務停止又は登録抹消の懲戒処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 七 弁理士、建築士又は土地家屋調査士として業務停止、免許取消し又は登録取消しの懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

司法委員規則（抄）〔司法委員関係〕

第1条 司法委員となるべき者は、良識のある者その他適当と認められる者の中から、これを選任しなければならない。

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを司法委員となるべき者に選任することができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 裁判官として弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- 四 弁護士として除名の懲戒処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

第4条の2 地方裁判所は、司法委員となるべき者に司法委員たるにふさわしくない行為があつたときは、その選任を取り消さなければならない。

参与員規則（抄）〔参与員関係〕

第1条 参与員となるべき者は、徳望良識のある者の中から、これを選任しなければならない。

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを参与員となるべき者に選任することができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 裁判官として弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- 四 弁護士として除名の懲戒処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

労働組合法（抄）〔労働委員会委員関係〕

（中央労働委員会の委員の任命等）

第19条の3 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十五人をもつて組織する。

2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち六人については、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項、第十九条の四第二項第二号及び第十九条の十第一項において同じ。）国有林野事業（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する国有林野事業をいう。以下この項及び第十九条の十第一項において同じ。）を行う国の経営する企業又は日本郵政公社の推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦（労働者委員のうち六人については、特定独立行政法人の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号に規定する職員（以下この章において「特定独立行政法人職員」という。）国有林野事業を行う国の経営する企業の同号に規定する職員（以下この章において「国有林野事業職員」という。）又は日本郵政公社の同号に規定する職員（以下この章において「日本郵政公社職員」という。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

（第3項以下 略）

（委員の欠格条項）

第19条の4 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益委員となることができない。

- 一 国会又は地方公共団体の議会の議員
- 二 特定独立行政法人の役員、特定独立行政法人職員又は特定独立行政法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員
- 三 国有林野事業職員又は国有林野事業職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員
- 四 日本郵政公社の役員、日本郵政公社職員又は日本郵政公社職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員

[12] 個別の事件に係る担当専門家の指定、除斥・忌避

司法委員、参与員、民事調停委員、家事調停委員については、個別の事件に係る担当者の人数、指定等に関する規定が設けられている。

また、導入が検討されている専門委員制度には、除斥及び忌避の制度が予定されており、参与員については、裁判官に関する除斥及び忌避の規定が準用されているが、司法委員、民事調停委員等には、除斥及び忌避の規定はない。

【参照条文】

民事訴訟法（抄）〔司法委員関係〕
（司法委員）

第279条（第1項 略）

2 司法委員の員数は、各事件について一人以上とする。

3 司法委員は、毎年あらかじめ地方裁判所の選任した者の中から、事件ごとに裁判所が指定する。

（第4項以下 略）

家事審判法（抄）〔参与員関係〕

第4条 裁判所職員の除斥及び忌避に関する民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定で、裁判官に関するものは、家事審判官及び参与員に、裁判所書記官に関するものは、家庭裁判所の裁判所書記官にこれを準用する。

第10条 参与員の員数は、各事件について一人以上とする。

参与員は、家庭裁判所が毎年前もつて選任する者の中から、家庭裁判所が各事件についてこれを指定する。

民事調停法（抄）〔民事調停委員関係〕
（調停委員会の組織）

第6条 調停委員会は、調停主任一人及び民事調停委員二人以上で組織する。

（調停主任等の指定）

第7条（第1項 略）

2 調停委員会を組織する民事調停委員は、裁判所が各事件について指定する。

家事審判法（抄）〔家事調停委員関係〕

第22条 調停委員会の組織は、家事審判官一人及び家事調停委員二人以上とする。

調停委員会を組織する家事調停委員は、家庭裁判所が各事件について指定する。

(3) 導入する場合について、他の制度との関係

- ・ 労働調停制度（前掲2）との関係
- ・ 個別労働関係紛争処理制度との関係
- ・ 労働委員会制度との関係

[13] 労働調停制度

労働関係紛争について、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決を図るため、民事調停の特別な類型として、労働調停制度の導入を図ることとし

ている。

【参照条文】

民事調停法第1条
(この法律の目的)

第1条 この法律は、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決を図ることを目的とする。

[14] 個別労働関係紛争処理制度

個別労働関係紛争について、実情に即した迅速かつ適正な紛争の解決を図るため、労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん等を行うこととしている。

【参照条文】

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)
(目的)

第1条 この法律は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。)について、あっせんの制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

[15] 労働委員会制度

集团的紛争に関しては、労働委員会において、不当労働行為事件の審査、労働争議のあっせん、調停及び仲裁等を行っている。

【参照条文】

労働組合法(抄)
(労働委員会の権限)

第20条 労働委員会は、第五条、第十一条、第十八条及び第二十七条の規定によるものの外、労働争議のあっせん、調停及び仲裁をする権限を有する。

(労働委員会の命令等)

第27条 労働委員会は、使用者が第七条の規定に違反した旨の申立を受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めるときは、当該申立が理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。(以下略)

(第2項及び第3項 略)

4 労働委員会は、第一項の審問の手続を終つたときは、事実の認定をし、この認定に基づいて、申立人の請求にかかる救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立を棄却する命令を発しなければならない。(以下略)

(第5項以下 略)

(4) その他

労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否等についての検討資料

本資料は、「労働関係事件への総合的な対応強化に係る検討すべき論点項目（中間的な整理）」の「4 労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否について」の各論点項目（枠囲み中に掲記）に関して、検討の参考として、事務局において、関係法令、参考文献その他の関連事項を記載したものである。

4 労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否について

(1) 労働関係事件の性質と訴訟手続の在り方

- ・ 労働関係訴訟事件の意義（対象となる紛争の明確化，民事訴訟事件全体の中での労働関係訴訟事件の位置付け）
- ・ 労働関係訴訟事件の処理に求められるもの
- ・ 労働関係訴訟事件における民事訴訟手続の現状と評価
- ・ 仮処分手続と本案手続の二重構造の当否

[1] 労働関係事件

民事訴訟において争われる労働関係事件の争点の内容としては、例えば以下のようものが一応考えられる。

- ・ 賃金、退職金等の不払い
- ・ 解雇
- ・ 労働契約の更新拒絶
- ・ 配転・出向
- ・ 差別的取扱い
- ・ セクシュアル・ハラスメント
- ・ 争議行為
- ・ 労働災害（安全配慮義務違反等） 等

(2) 民事裁判の充実，迅速化（ 現在，法制審議会において検討中）

- ・ 目標とされるべき審理期間（紛争の種類ごとの目標，訴訟上の各段階までに要する期間・時期等，適正手続とのバランス，和解との関係）
- ・ 審理の遅延の原因と対応策
- ・ 計画的な審理の在り方（審理計画の策定，民事訴訟法の特則の必要性の要否）
- ・ 事件の振分け（迅速に判決を目指す事件と和解的な解決を目指す事件の振分け及びその手続の在り方）
- ・ 証拠の偏在への対応

[2] 労働関係民事事件の審理期間

労働関係民事通常訴訟事件（平成13年度・既済事件・全国地裁）の平均審理期間は13.5か月、労働関係仮処分事件（平成13年度・既済事件・全国地裁）の平均審理期間は3.7か月となっている。

また、裁判所における手続の一層の迅速化を図るため、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間内に終局させること等を目標とするとともに、国の責務、裁判所・当事者等の責務、迅速化に関する最高裁判所の検証その他の事項を規定する「裁判の迅速化に関する法律案」を今通常国会に提出しているところである。

[3] 計画審理

法務省法制審議会において、民事訴訟一般に関する計画審理の在り方について検討が行われ、訴訟手続の計画的進行、審理の計画等の事項を規定する「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」が今通常国会に提出されているところである。

【参照条文】

民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）（抄）
（審理の計画）

第165条 大規模訴訟においては、裁判所及び当事者は、適正かつ迅速な審理の実現のために、進行協議期日その他の手続を利用して審理の計画を定めるための協議をするものとする。

[4] 証拠収集等の手続

当事者は、主張・立証の準備のため当事者照会（民事訴訟法第163条）を行うことができるとともに、証拠調べにおいて文書提出命令（同第219条以下）及び文書送付の囑託（同第226条）を申し立てることができる。

また、法務省法制審議会において、民事訴訟一般に関する訴えの提起前における証拠収集等の手続の拡充の在り方について検討が行われ、訴えの提起前における照会、証拠収集の処分等の事項を規定する「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」が今通常国会に提出されているところである。

【参照条文】

民事訴訟法（平成8年法律第109号）（抄）
（当事者照会）

第163条 当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 具体的又は個別的でない照会
- 二 相手方を侮辱し、又は困惑させる照会
- 三 既にした照会と重複する照会
- 四 意見を求める照会
- 五 相手方が回答するために不相当な費用又は時間を要する照会
- 六 第百九十六条又は第百九十七条の規定により証言を拒絶することができる事項と同様の事項についての照会

（書証の申出）

第219条 書証の申出は、文書を提出し、又は文書の所持者にその提出を命ずることを申し立ててしなければならない。

（文書提出義務）

第220条 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

- 一 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。
- 二 拳証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めることができるとき。

- 三 文書が挙証者の利益のために作成され、又は挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。
 - イ 文書の所持者又は文書の所持者と第九十六条各号に掲げる関係を有する者についての同条に規定する事項が記載されている文書
 - ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの
 - ハ 第九十七条第一項第二号に規定する事実又は同項第三号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書
 - ニ 専ら文書の所持者の利用に供するための文書（国又は地方公共団体が所持する文書にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く。）
 - ホ 刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書
（文書送付の囑託）

第226条 書証の申出は、第二百十九条の規定にかかわらず、文書の所持者にその文書の送付を囑託することを申し立ててすることができる。ただし、当事者が法令により文書の正本又は謄本の交付を求めることができる場合は、この限りでない。

(3) 裁判へのアクセスの在り方

- ・ 定型訴状の活用等
- ・ 訴訟費用，弁護士報酬，訴訟代理の在り方等

[5] 訴状

訴状には、原則として、当事者及び法定代理人、請求の趣旨及び原因を記載することとされている。

【参照条文】

民事訴訟法（抄）

（訴え提起の方式）

第133条 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。

2 訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 請求の趣旨及び原因

（口頭による訴えの提起） 《簡易裁判所の訴訟手続》

第271条 訴えは、口頭で提起することができる。

（訴えの提起において明らかにすべき事項） 《簡易裁判所の訴訟手続》

第272条 訴えの提起においては、請求の原因に代えて、紛争の要点を明らかにすれば足りる。

（任意の出頭による訴えの提起等） 《簡易裁判所の訴訟手続》

第273条 当事者双方は、任意に裁判所に出頭し、訴訟について口頭弁論をすることができる。この場合においては、訴えの提起は、口頭の陳述によってする。

民事訴訟規則（抄）

（訴状の記載事項・法第一百三十三条）

第53条 訴状には、請求の趣旨及び請求の原因（請求を特定するのに必要な事実をいう。）を記載するほか、請求を理由づける事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならない。

2 訴状に事実についての主張を記載するには、できる限り、請求を理由づける事実についての主張と当該事実に関連する事実についての主張とを区別して記載しなければならない。

3 攻撃又は防御の方法を記載した訴状は、準備書面を兼ねるものとする。

4 訴状には、第一項に規定する事項のほか、原告又はその代理人の郵便番号及び電話番号

号（ファクシミリの番号を含む。）を記載しなければならない。

（訴状の添付書類）

第55条 次の各号に掲げる事件の訴状には、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- | | | |
|---|---------------|------------|
| 一 | 不動産に関する事件 | 登記簿謄本 |
| 二 | 人事訴訟事件 | 戸籍謄本 |
| 三 | 手形又は小切手に関する事件 | 手形又は小切手の写し |
- 2 前項に規定するほか、訴状には、立証を要する事由につき、証拠となるべき文書の写し（以下「書証の写し」という。）で重要なものを添付しなければならない。

[6] 訴訟費用

民事訴訟等の費用の額を改めること等を規定する民事訴訟費用等に関する法律の一部改正案を今通常国会に提出しているところである。

[7] 弁護士報酬

現在、司法アクセス検討会において検討が行われているところである。

[8] 訴訟代理

【参照条文】

民事訴訟法（抄）

（訴訟代理人の資格）

第54条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ訴訟代理人となることができない。ただし、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる。

（第2項 略）

(4) その他

- ・ 少額訴訟手続の活用（ 現在，その訴額上限について法制審議会において検討中）
- ・ 仮処分手続の在り方（証拠調べの在り方）
- ・ 単純な事件を処理するための簡易な訴訟手続の要否
- ・ 一定の事件の優先的な取扱いの要否

[9] 少額訴訟手続

簡易裁判所においては、訴訟の目的の価額が30万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、原則として1期日で審理を完了する少額訴訟の手続が設けられている。

なお、法務省法制審議会において、簡易裁判所の機能の充実に関して検討が行われ、少額訴訟の訴額の上限額を60万円に引き上げること等を規定する「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」が今通常国会に提出されているところである。

【参照条文】

民事訴訟法（抄）

（少額訴訟の要件等）

第368条 簡易裁判所においては、訴訟の目的の価額が三十万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる。ただし、同一の簡易裁判所において同一の年に最高裁判所規則で定める回数を超えてこれを求めることができない。

- 2 少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、訴えの提起の際にしなければならない

ない。

3 前項の申述をするには、当該訴えを提起する簡易裁判所においてその年に少額訴訟による審理及び裁判を求めた回数を届け出なければならない。

(一期日審理の原則)

第 3 7 0 条 少額訴訟においては、特別の事情がある場合を除き、最初にすべき口頭弁論の期日において、審理を完了しなければならない。

2 当事者は、前項の期日前又はその期日において、すべての攻撃又は防御の方法を提出しなければならない。ただし、口頭弁論が続行されたときは、この限りでない。

(証拠調べの制限)

第 3 7 1 条 証拠調べは、即時に取り調べることができる証拠に限りすることができる。

(証人等の尋問)

第 3 7 2 条 証人の尋問は、宣誓をさせないですることができる。

2 証人又は当事者本人の尋問は、裁判官が相当と認める順序とする。

3 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方と証人とが音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、証人を尋問することができる。

(通常の手続への移行)

第 3 7 3 条 被告は、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。ただし、被告が最初にすべき口頭弁論の期日において弁論をし、又はその期日が終了した後は、この限りでない。

2 訴訟は、前項の申述があった時に、通常の手続に移行する。

3 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。

一 第三百六十八条第一項の規定に違反して少額訴訟による審理及び裁判を求めたとき。

二 第三百六十八条第三項の規定によってすべき届出を相当の期間を定めて命じた場合において、その届出がないとき。

三 公示送達によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

四 少額訴訟により審理及び裁判をするのを相当でないと認めるとき。

4 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 訴訟が通常の手続に移行したときは、少額訴訟のため既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。

(判決の言渡し)

第 3 7 4 条 判決の言渡しは、相当でないと認める場合を除き、口頭弁論の終結後直ちにずる。

2 前項の場合には、判決の言渡しは、判決書の原本に基づかないことができる。

この場合においては、第二百五十四条第二項及び第二百五十五条の規定を準用する。

(控訴の禁止)

第 3 7 7 条 少額訴訟の終局判決に対しては、控訴をすることができない。

(異議)

第 3 7 8 条 少額訴訟の終局判決に対しては、判決書又は第二百五十四条第二項(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。) の調書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。

2 第三百五十八条から第三百六十条までの規定は、前項の異議について準用する。

(異議後の審理及び裁判)

第 3 7 9 条 適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続によりその審理及び裁判をする。

2 第三百六十二条、第三百六十三条、第三百六十九条、第三百七十二條第二項及び第三百七十五条の規定は、前項の審理及び裁判について準用する。

(異議後の判決に対する不服申立て)

第 3 8 0 条 第三百七十八条第二項において準用する第三百五十九条又は前条第一項の規定によってした終局判決に対しては、控訴をすることができない。

2 第三百二十七条《編注：特別上告》の規定は、前項の終局判決について準用する。

[10] 仮処分手続

民事訴訟の本案の権利の実現を保全するため、仮の地位を定めるための仮処分等の民事保全の手続が用意されている。

【参照条文】

民事保全法（平成元年法律第91号）（抄）

（趣旨）

第1条 民事訴訟の本案の権利の実現を保全するための仮差押え及び係争物に関する仮処分並びに民事訴訟の本案の権利関係につき仮の地位を定めるための仮処分（以下「民事保全」と総称する。）については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（仮処分命令の必要性等）

第23条 係争物に関する仮処分命令は、その現状の変更により、債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。

2 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。

（第3項 略）

4 第二項の仮処分命令は、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方についての検討資料

本資料は、「労働関係事件への総合的な対応強化に係る検討すべき論点項目（中間的な整理）」の「5 労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方について」の各論点項目（枠囲み中に掲記）に関して、検討の参考として、事務局において、関係法令、参考文献その他の関連事項を記載したものである。

5 労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方について

(1) 労働委員会の救済命令に対する司法審査制度の現状と評価

ア 労働委員会制度の意義・目的と司法審査制度の役割

- ・ 判定的機能と調整的機能の関係
- ・ 準司法的機能と政策形成機能の関係等

イ 労働委員会制度の現状等

- ・ 労働委員会の審査手続等（証拠調べ，事実認定，認定事実の評価，判断の公正さ等）
- ・ 労働委員会制度に対する信頼性（救済命令の取消率等）
- ・ 労働委員会の体制（公益委員，労使委員，事務局，委員の非常勤制）

ウ 「事実上の5審制」の問題状況

- ・ 「5審制」によって生じている不都合の内容・程度（審査の遅延等）
- ・ 労働委員会手続，訴訟手続における運用改善の取組の実情等

[1] 労働委員会の審査手続

労働委員会は不当労働行為事件の審査を行う。〔別添1及び別紙2参照〕

【参照条文】

労働組合法（昭和24年法律第174号）
（労働委員会の命令等）

第27条 労働委員会は、使用者が第七条の規定に違反した旨の申立を受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めるときは、当該申立が理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。この調査及び審問の手続は、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則によるものとし、審問の手続においては、当該使用者及び申立人に対し、証拠を提出し、証人に反対尋問をする十分な機会が与えられなければならない。

2 労働委員会は、前項の申立が、行為の日（継続する行為にあつてはその終了した日）から一年を経過した事件に係るものであるときは、これを受けることができない。

3 労働委員会は、第一項の審問を行う場合において、当事者の申出により、又は職権で、証人に出頭を求め、質問することができる。

4 労働委員会は、第一項の審問の手続を終わったときは、事実の認定をし、この認定に基づいて、申立人の請求にかかる救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立を棄却する命令を発しなければならない。この事実の認定及び命令は、書面によるものとし、その写を使用者及び申立人に交付しなければならない。この命令は、交付の日から効力を生ずる。この項の規定による手続は、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則によるものとする。

5 使用者は、地方労働委員会の命令の交付を受けたときは、十五日以内（天災その他この期間内に再審査の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、

その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内)に中央労働委員会に再審査の申立をすることができる。但し、この申立は、当該命令の効力を停止せず、その命令は、中央労働委員会が第二十五条の規定により再審査の結果、これを取り消し、又は変更したときに限り、その効力を失う。

- 6 使用者が地方労働委員会の命令につき中央労働委員会に再審査の申立をしないとき、又は中央労働委員会が命令を発したときは、使用者は、当該命令の交付の日から三十日以内に、当該命令の取消しの訴を提起することができる。この期間は、不変期間とする。
- 7 使用者は、第五項の規定により中央労働委員会に再審査の申立てをしたときは、その申立てに対する中央労働委員会の命令に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。この訴えについては、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十二条第三項の規定は、適用しない。
- 8 第六項の規定により使用者が裁判所に訴を提起した場合において、受訴裁判所は、当該労働委員会の申立により、決定をもつて、使用者に対し判決の確定に至るまでその労働委員会の命令の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又は当事者の申立により、若しくは職権でこの決定を取り消し、若しくは変更することができる。
- 9 使用者が労働委員会の命令につき第六項の期間内に訴を提起しないときは、その労働委員会の命令は、確定する。この場合において、使用者が労働委員会の命令に従わないときは、労働委員会は、使用者の住所地の地方裁判所にその旨を通知しなければならない。この通知は、労働者もすることができる。
- 10 第六項の訴に基く確定判決によつて地方労働委員会の命令の全部又は一部が支持されたときは、中央労働委員会は、その地方労働委員会の命令について、再審査することができない。
- 11 第五項の規定は労働組合又は労働者が中央労働委員会に対して行なう再審査の申立てについて、第七項の規定は労働組合又は労働者が行政事件訴訟法の定めるところにより提起する取消しの訴えについて、それぞれ準用する。
- 12 第一項、第三項及び第四項の規定は、中央労働委員会の再審査の手続について準用する。
- 13 中央労働委員会は、第二十四条第一項の規定にかかわらず、中央労働委員会に係属している事件に関し、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則の定めるところにより、公益を代表する地方調整委員に第一項の申立て又は第五項若しくは第十一項の再審査の申立てに係る調査又は審問を行わせることができる。この場合において、使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員は、当該審問に参加することができる。

(2) 救済命令の司法審査段階における審級省略の当否

- ・ 司法審査段階における審級の利益についての考え方
- ・ 不当労働行為事件の処理の迅速化(労働委員会における迅速化の方策(事件の振分け, 再審査制度の在り方等), 裁判所における迅速化の方策等)
- ・ 司法審査段階における審級省略のメリット及びデメリット

[2] 審級省略

行政処分の取消訴訟の中には、地方裁判所の段階での審理を省略して、直接高等裁判所に訴えを提起することとされているものがある。

なお、審級省略に関する関係機関及び労使の考え方については、別添3参照。

【参照条文】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

第85条 左の各号の一に該当する訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

- 一 公正取引委員会の審決に係る訴訟

- 二 第二十五条の規定による損害賠償〔注：私的独占、不当な取引制限等を行った事業者による被害者に対する損害賠償〕に係る訴訟
- 三 第八十九条から第九十一条までの罪〔注：私的独占、不当な取引制限等の罪〕に係る訴訟

海難審判法（昭和22年法律第135号）

第53条 高等海難審判庁の裁決に対する訴は、東京高等裁判所の管轄に専属する。
（以下略）

電波法（昭和25年法律第131号）

（訴えの提起）

第96条の2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分不服がある者は、当該処分についての異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

（専属管轄）

第97条 前条の訴え（異議申立てを却下する決定に対する訴えを除く。）は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）

（専属管轄）

第57条 裁定及び裁定の申請の却下の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

特許法（昭和34年法律第121号）

（審決等に対する訴え）

第178条 取消決定又は審決に対する訴え及び特許異議申立書又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

（以下略）

【参考判例】

「法〔注：旧特許法〕が、抗告審判の審決に対する取消訴訟を東京高等裁判所の専属管轄とし、事実審を一審級省略しているのも、当該無効原因の存否については、すでに、審判及び抗告審判手続において、当事者らの関与の下に十分な審理がされていると考えたためにほかならないと解されるのである。」〔最大判昭和51年3月10日・民集30巻2号79頁〕

「最高裁判所の裁判権については、違憲審査を必要とする事件が終審としてその事物管轄に属すべきことは憲法上要請されているところであるが（憲法八一条）その他の事件の審級制度については法律の定めるところに委されていると解すべきである。」〔最大判昭和29年10月13日・民集8巻10号1846頁〕

「裁判権及び審級制度については、憲法八一条の要請を満たす限り、憲法は法律の適当に定めるところに一任したものと解すべきことは、当裁判所の判例〔中略〕のくりかえし判示するところである。もつとも、右各判例も裁判権及び審級制度に関する定めにつき、立法機関の恣意を許すとす趣旨ではなく、ある種の事件につき他と異なる特別の審級制度を定めるには、それなりに合理的な理由の必要とされることを当然の前提としていると解すべきであるが、独禁法八九条から九一条までの罪については、これらの対象とする行為がわが国の経済の基本に関するきわめて重要なものであつて、これに対する判断が区々に分れその法的決着が遅延することは好ましくないこと等の特殊な事情があることなどに照らすと、独禁法が、右各罪に係る訴訟につき、その第一審の裁判権を東京高等裁判所に専属させ裁判官五名をもつて構成する合議体により審理させることとして、審級制度上の特例を認めたことには、それなりに合理性がないとはいえないというべきである。そうすると、同法八五条三号の規定が憲法一四一条一項、三一条、三二条に違反するものでないことは、当裁判所の前記各大法廷判例の趣旨に徴して明らかである。」〔最二小判昭和59年2月24日・刑集38巻4号1287頁〕

【参考資料】

「特許審判は、専門的・技術的官庁としての特許庁により民事訴訟類似の準司法的な手続を経て行われるものであるから、審決取消訴訟の前審的性格を有するということが

できる。したがって、審決取消訴訟の第1審裁判所を一般の行政事件のように地方裁判所とすることは、訴訟経済上好ましくないばかりでなく、實際上からもその必要がないからである。」〔吉藤幸朔「特許法概説」〕

- (3) 救済命令の司法審査において実質的証拠法則を導入することの当否
- ・ 実質的証拠法則の意義・内容(審級省略との関係,他の制度での実情等)
 - ・ 実質的証拠法則のメリット及びデメリット
 - ・ 実質的証拠法則を導入する場合における対象とすべき命令の範囲等(中央労働委員会の命令と地方労働委員会の命令についての同様の取扱いの可否等)

[3] 実質的証拠法則

準司法的手続によってされた審判の適否を裁判所が審査する場合に、行政機関のした事実認定にそれを立証する実質的な証拠のある限り、裁判所がこれに拘束されるとする原則をいう。〔「法律学小辞典」(有斐閣)参照〕

なお、実質的証拠法則に関する関係機関及び労使の考え方については、[4]の参考資料の関係部分参照。

【参照条文】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

第80条 第七十七条第一項に規定する訴訟〔注：公正取引委員会の審決の取消しの訴え〕については、公正取引委員会の認定した事実、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所がこれを判断するものとする。

電波法

(事実認定の拘束力)

第99条 第九十七条の訴については、電波監理審議会が適法に認定した事実、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

2 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所が判断するものとする。

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律

(事実認定の拘束力)

第52条 裁定に対する訴訟については、裁定委員会の認定した事実、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

2 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所が判断する。

【参考判例】

「裁判所は、〔注：公正取引委員会の〕審決の認定事実については、独自の立場で新たに認定をやり直すのではなく、審判で取り調べられた証拠から当該事実を認定することが合理的であるかどうかの点のみを審査する」〔最一小判昭和50年7月10日・民集29巻6号888頁〕

「労働組合法には右〔注：独占禁止法〕第八十条ないし第八十二条のような規定がないこと、また労働委員会においては、構成員の資格が公正取引委員会などに比して厳重でないこと、裁判所の審判の範囲を独占禁止法のように限定する場合には独占禁止法第七十八条のように、労働委員会に対し当該事件の記録の送付を求めるなど証拠調の手続などにつき明文の規定がなければならないが、この種の規定のないことなどから考えれば、労働組合法の法意は、右独占禁止法の場合とは異り、一般行政事件の違法の処分の判断と同じく、裁判所は新に独自の証拠調を行つて事実の認定をなし、その認定に基いて、右委員会の事実認定の当否を判断し、右処分の適法性を判断し得る

ことにしたものと解さねばならない。」〔東京地判昭和27年7月29日・労民集3巻3号253頁〕

「労働委員会が不当労働行為事件に関してなす処分はいわゆる準司法機関としての権限に基づくものと解すべきであるが、使用者が労組法第二十七条第六項の規定に基づき中央労働委員会の発した命令に対して行政事件訴訟特例法の定めるところにより訴訟を提起して争う場合には裁判所は右命令について手続上の瑕疵の有無はもとより事実認定又は法令の解釈適用等の当否を審査するものであつてこの場合の事実認定は労働委員会のなした事実認定に拘束されることなく独自の権限に基いてこれをなし得るものと解するのが相当である。

蓋し裁判所のなす事実認定が労働委員会のなしたそれに拘束されんとするには、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律八十条ないし第八十二条のような明文によつて別段の規定のあることを必要とすると解すべきであつて、このような規定が労働組合法その他の法律に見出せない以上、労働委員会の命令においてなされた事実認定に拘束さるべき理由はないのである。従つて裁判所は一般の行政処分の適法であるか違法であるかを判断する場合と同様に労働委員会の審査の過程で提出されなかつた訴訟当事者の新たな主張と証拠の提出は許容さるべきであり、その証拠調の結果により事実の認定をなし労働委員会のなした事実認定の当否を判断し得ると解するのが相当である。」〔東京地判昭和30年9月20日・労民集6巻5号607頁〕

(4) 救済命令の司法審査において新主張・新証拠の提出制限を導入することの当否

- ・ 新主張・新証拠の提出制限の意義・内容
- ・ 新主張・新証拠の提出制限のメリット及びデメリット

[4] 新証拠の提出制限

行政機関のした処分の取消訴訟において、当事者は、一定の理由に該当する場合を除いて、裁判所に対し、当該事件に関係のある新しい証拠の申出をすることができないものとする制度をいう。

なお、新証拠の提出制限に関する関係機関及び労使の考え方については、[4]の参考資料の関係部分参照。

【参照条文】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

第81条 当事者は、裁判所に対し、当該事件に関係のある新しい証拠の申出をすることができる。ただし、公正取引委員会が認定した事実に関する証拠の申出は、次の各号の一に該当することを理由とするものであることを要する。

- 一 公正取引委員会が、正当な理由がなくて、当該証拠を採用しなかつた場合
- 二 公正取引委員会の審判に際して当該証拠を提出することができず、かつ、これを提出できなかつたことについて重大な過失がなかつた場合

前項ただし書に規定する証拠の申出については、当事者において、同項各号の一に該当する事実を明らかにしなければならない。

裁判所は、第一項ただし書に規定する証拠の申出に理由があり、当該証拠を取り調べる必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、当該事件を差し戻し、当該証拠を取り調べた上適当な措置をとるべきことを命じなければならない。

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律

(新しい証拠)

第53条 当事者は、左の各号の一に該当する場合に限り、裁判所に対し、当該事件に関係のある新しい証拠の申出をすることができる。

- 一 裁定委員会が正当な理由がなくて当該証拠を採用しなかつたとき。

- 二 裁定委員会の審理に際して当該証拠を提出することができず、且つ、これを提出できなかつたことについて過失がなかつたとき。
- 2 前項各号に掲げる場合においては、当事者は、その理由を明らかにしなければならない。
- 3 裁判所は、第一項の規定によるあたらしい証拠を取り調べる必要があると認めるときは、委員会に対し、当該事件を差しもどし、当該証拠を取り調べた上適当な措置をとるべきことを命じなければならない。

【参考判例】

「労働組合法によれば（以下法と略称する。）労働委員会が法第七条違反の申立を受け救済命令を発したとき、これに対し使用者は行政事件訴訟特例法の定むるところにより、訴を提起することができる旨規定するけれども（同法二七条六項）この場合私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八十条ないし第八十二条のような特別の規定の存しないことから考えれば、法は、右救済命令の取消を求める訴訟においては、一般の行政訴訟におけると同様に労働委員会の審問手続のときに提出しなかつた新たな証拠を提出することを許容しているものと解するのが相当である。」〔東京高判昭和34年6月16日・労民集10巻3号505頁〕

「労働委員会の不当労働行為審査手続は一応労使の双方の当事者対立の構造をとつてはいるけれども、そこでは、公益的ないし後見的機能を旨とする行政処分の性質上、通常の民事訴訟におけるような厳格な弁論主義・判断の基礎となる主要事実は当事者の主張がなければ審理採用できないとするいわゆる狭義の弁論主義・は妥当しないものと解されるし、これを採用したものと解すべき成法上の根拠もない。従つて、労働委員会としては、救済命令を発するに当り、その結論に影響を及ぼすと考えられる事実については、当事者の主張立証の有無に拘らず職権によつてもこれを審理し、その結果認定し得た事実を総合判断して妥当な結論を得べきものであり（労働組合法二五条二項、二七条三項参照）当事者の主張立証のないことをもつて審理不尽、事実誤認の責を免れることはできない。すなわち、行政機関のした事実認定が裁判所を拘束するものとする特段の規定（たとえば私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律八〇ないし八二条）がない以上、裁判所は、一般の行政訴訟において行政処分の適否を判断する場合と同様に、労働委員会の審査段階で提出されなかつた訴訟当事者の新たな主張立証を許容し、その審理の結果に基いて労働委員会のした事実認定の当否を判断し得るものと解するのが相当である。」〔東京地判昭和41年8月30日・労民集17巻4号1004頁〕

「控訴人〔注：救済命令を受けた会社〕は、本件救済手続においては、嘱託再雇用はあくまで控訴人の自由な裁量でなしているものと主張し、前記〔略〕内規の存在を主張せず、これを証拠としても提出せず、まして、その期間が一年間と定められている旨の主張もせず、本訴において始めてこれらの主張立証をしたことが認められ、右事実によれば控訴人の右主張は信義に反するものである。」〔大阪高判平成6年8月31日・労判694号23頁、最三小判平成7年11月21日・労判694号22頁〕

(5) 司法審査上の特則を導入する場合の条件整備

- ・ 労働委員会の審査手続の充実，強化（争点整理，計画審理，宣誓，審問時の秩序維持，命令書における証拠の摘示等，訴訟手続と比較した審査手続及び事実認定の厳格性・適正性の確保）
- ・ 労働委員会の体制の充実，強化（事務局，公益委員等）

[5] 不当労働行為審査制度の検討

不当労働行為審査制度の在り方については、平成13年10月より、厚生労働省の「不当労働行為審査制度の在り方に関する研究会」において検討が行われており、平成15年3月に中間整理が行われたところである。

また、労働省（現厚生労働省）の労使関係法研究会において、労働委員会制度に関する報告がなされている（昭和57年「労働委員会における不当労働行為事件の審査の迅速化等に関する報告」、平成10年「我が国における労使紛争の解決と労働委員会制度の在り方に関する報告」）。

[6] 宣誓

裁判手続等においては、当事者尋問や証人尋問に際しての宣誓の規定が設けられている。

【参照条文】

海難審判法

第40条の2 地方海難審判庁は、前条第一項の証拠の取調として証人に証言をさせ、鑑定人に鑑定をさせ、通訳人に通訳をさせ、又は翻訳人に翻訳をさせる場合には、これらの者に国土交通省令で定める方法により宣誓をさせなければならない。但し、国土交通省令で定める者には、宣誓をさせないことができる。

民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（宣誓）

第201条 証人には、特別の定めがある場合を除き、宣誓をさせなければならない。

（以下略）

（当事者尋問）

第207条 裁判所は、申立てにより又は職権で、当事者本人を尋問することができる。

この場合においては、その当事者に宣誓をさせることができる。

（第2項 略）

[7] 手続時の秩序の維持

裁判手続等においては、法廷等における秩序維持のため、退廷等を命じることができることとされている。

【参照条文】

裁判所法（昭和22年法律第59号）

第71条（法廷の秩序維持） 法廷における秩序の維持は、裁判長又は開廷をした一人の裁判官がこれを行う。

裁判長又は開廷をした一人の裁判官は、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退廷を命じ、その他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は処置を執ることができる。

海難審判法

第13条の2 各海難審判庁に廷吏を置き、海難審判庁の職員の中から、各海難審判庁の長（第九条の二第四項の支部長を含む。以下同じ。）が、これを命ずる。

廷吏は、審判官の命を受けて、審判廷の秩序の維持に当る。

第37条 審判長は、開廷中審判を指揮し、審判廷の秩序を維持する。

審判長は、審判を妨げる者に対し退廷を命じその他審判廷の秩序を維持するため必要な措置を執ることができる。

(6) その他

- ・ 緊急命令制度の在り方

[8] 緊急命令

使用者が労働委員会の救済命令に対して取消訴訟を提起して争っている場合には、救済命令を履行しなくても使用者には制裁が課されないことから、裁判所は、

判決の確定に至るまでの間、使用者に対して命令の全部又は一部に従うべき旨を命じることができることとし、間接的に救済命令の実効を確保している。〔労働省労政局労働法規課「四訂新版 労働組合法・労働関係調整法」参照〕

【参照条文】

労働組合法（昭和24年法律第174号）

（労働委員会の命令等）

第27条（前略）

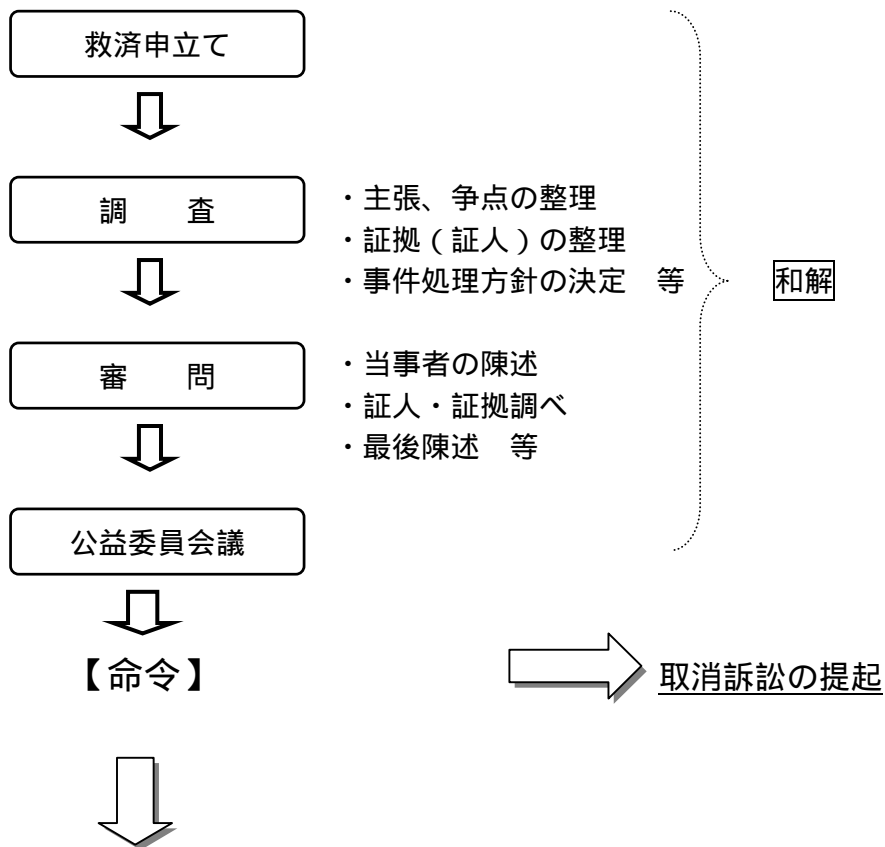
6 使用者が地方労働委員会の命令につき中央労働委員会に再審査の申立をしないとき、又は中央労働委員会が命令を発したときは、使用者は、当該命令の交付の日から三十日以内に、当該命令の取消しの訴を提起することができる。この期間は、不変期間とする。

（第7項 略）

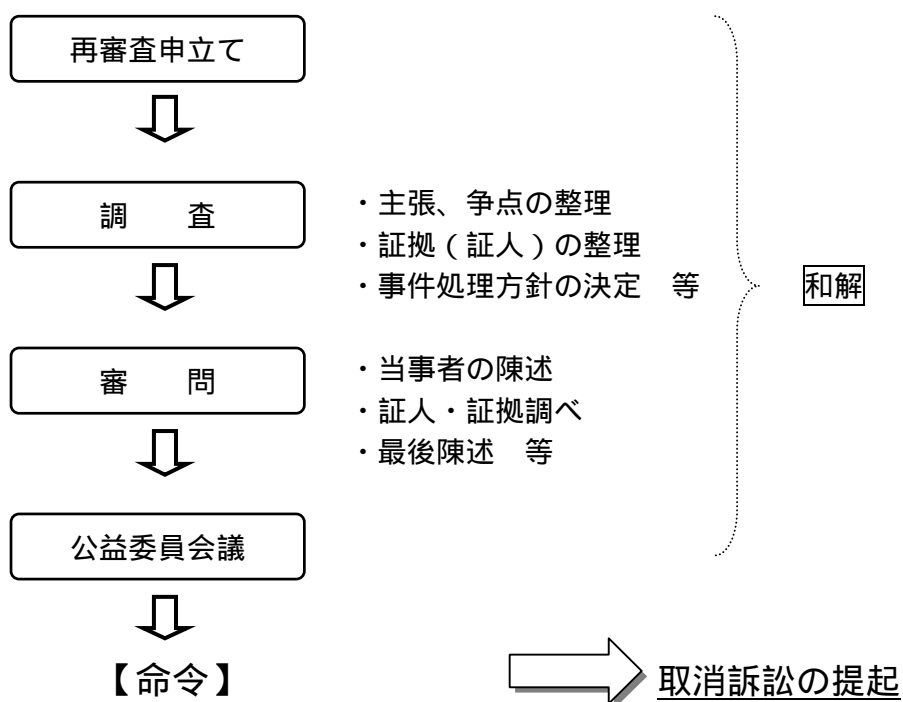
8 第六項の規定により使用者が裁判所に訴を提起した場合において、受訴裁判所は、当該労働委員会の申立により、決定をもつて、使用者に対し判決の確定に至るまでその労働委員会の命令の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又は当事者の申立により、若しくは職権でこの決定を取り消し、若しくは変更することができる。

労働委員会の審査手続の流れ

< 都道府県地方労働委員会 >



< 中央労働委員会 >



労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）

第五章 不当労働行為

第二節 初審の手續

（申立て）

第32条 使用者が労組法第七条の規定に違反した旨の申立ては、申立書を管轄委員会に提出して行ふ。

2 申立書には、次の各号に掲げる事項を記載し、申立人が署名又は記名押印しなければならない。

一 申立人の氏名及び住所（申立人が労働組合その他権限ある団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 被申立人の氏名及び住所（被申立人が法人その他の団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三 不当労働行為を構成する具体的事実

四 請求する救済の内容

五 申立ての日付

3 申立ては、口頭によつても行うことができる。この場合、事務局は、前項各号に掲げる事項を明らかにさせ、これを録取し、読み聞かせたうえ、署名又は記名押印させなければならない。録取した書面は、申立書とみなす。

4 申立てが前二項に規定する要件を欠くときは、委員会は、公益委員会議の決定により、相当の期間を定めて、その欠陥を補正させることができる。

5 中労委に対する第一項の申立ては、地方事務所を経由して行うことができる。

（当事者の追加）

第32条の2 委員会は、当事者その他の関係者から申立てがあつたとき、又は会長が必要と認めるときは、公益委員会議の決定により、前条の申立書に記載された当事者のほかに、当事者を追加することができる。

2 委員会は、前項の規定により当事者を追加するときは、審問に参加した委員、当事者及び当事者として追加しようとするものの意見をきかなければならない。

3 委員会は、当事者を追加したときは、遅滞なく、その旨をすべての当事者に通知するとともに、追加された当事者が調査又は審問に出頭して陳述し、証拠を提出する機会を与えなければならない。

（審査）

第33条 第三十二条に定める申立てがあつたときは、会長は、事務の処理を担当する職員を指名するとともに、遅滞なく、事件について審査を行なわなければならない。

2 審査においては、当事者は、会長の許可をえて、他人に代理させることができる。この場合において、当事者は、代理人の氏名、住所及び職業を記載した申請書に、代理権授与の事実を証明する書面を添付して、会長に提出しなければならない。

3 審査は、会長が指揮して行なう。

4 会長は、審査を開始するに当たり、当事者に対して、労組法第七条第四号に規定する事項及び審査の手續に関し必要があると認める事項について、趣旨の徹底を図らなければならない。

5 審査においては、会長は、当事者の申出又は職権により、事実の認定に必要な証拠を取り調べることができる。

6 審査においては、会長は、必要があると認めるときは、いつでも、当事者に対して釈明を求め、又は立証を促すことができる。

（申立ての却下）

第34条 申立てが次の各号の一に該当するときは、委員会は、公益委員会議の決定により、その申立てを却下することができる。

一 申立てが第三十二条に定める要件を欠き補正されないとき。

二 労働組合が申立人である場合に、その労働組合が労組法第五条の規定により労組法

の規定に適合する旨の立証をしないとき。

三 申立て（地方公労法第十二条の規定による解雇にかかるものを除く。）が行為の日（継続する行為にあつてはその終了した日）から一年を経過した事件にかかるものであるとき。

四 地方公労法第十二条の規定による解雇にかかる申立てが、当該解雇がなされた日から二月を経過した後になされたものであるとき。

五 申立人の主張する事実が不当労働行為に該当しないことが明らかなきとき。

六 請求する救済の内容が、法令上又は事実上実現することが不可能であることが明らかなきとき。

七 申立人の所在が知れないとき、申立人が死亡し若しくは消滅し、かつ、申立人の死亡若しくは消滅の日の翌日から起算して六箇月以内に申立てを承継するものから承継の申出がないとき、又は申立人が申立てを維持する意思を放棄したものと認められるとき。

2 申立ての却下は、書面によつて行うものとし、決定書については、第四十三条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 決定書の写しは、当事者に交付する。交付手続については、第四十四条の規定を準用する。却下の効力は、決定書の写しの交付によつて発生する。

4 審査を開始した後に申立てを却下すべき事由があることが判明したときには、前三項の規定を適用する。

（申立ての取下げ）

第35条 申立人は、命令書の写しが交付されるまでは、いつでも、申立ての全部又は一部を取り下げることができる。

2 取下げは、書面又は口頭によつてすることができる。口頭によるときは、事務局は、これを録取し、読み聞かせたうえ、署名又は記名押印させなければならない。

3 委員会は、申立てが取り下げられたときは、遅滞なく、その旨を被申立人に通知しなければならない。

4 取り下げられた部分については、申立ては、初めから係属しなかつたものとみなす。

5 第三十二条第五項の規定は、中労委に対する申立ての取下げについて準用する。

（審査の併合及び分離）

第36条 会長は、適当と認めるときには、審査を併合し又は分離することができる。

2 審査を併合し又は分離するときには、その旨を当事者に通知し、かつ、第五十条第一項に規定する通知にその旨を付記しなければならない。

（調査の手續）

第37条 調査を開始するときは、委員会は、遅滞なく、その旨を当事者に通知し、申立人に申立理由を疎明するための証拠の提出を求めるとともに、申立書の写しを被申立人に送付し、それに対する答弁書及びその理由を疎明するための証拠の提出を求めなければならない。

2 被申立人は、申立書の写しが送付された日から原則として十日以内に、前項に規定する答弁書を提出しなければならない。ただし、被申立人は、当該答弁書の提出にかえて、会長が指定する期日に出頭して口頭により答弁することができる。

3 会長は、必要と認めるときは、当事者又は証人の出頭を求めてその陳述を聞き、その他適当な方法によつて事実の取調べをすることができる。

4 会長は、調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、使用者委員及び労働者委員の協力を求めることができる。

5 当事者又は証人の陳述その他事実の取調べについては、調書を作成する。調書については、第四十条第十五項及び第十六項の規定を準用する。ただし、当事者又は証人が署名又は記名押印した口述書を提出したときは、これをもつて調書にかえることができる。

6 会長は、担当職員に調査を行なわせることができる。

（審査の実効確保の措置）

第37条の2 委員会は、当事者から申立てがあつたとき、又は会長が必要があると認めるときは、公益委員会議の決定により、当事者に対し、審査中であつても、審査の実効を確保するため必要な措置をとることを勧告することができる。

（和解）

第38条 会長は、適当と認めるときはいつでも、当事者に対して和解を勧告することが

できる。

- 2 和解が成立したときには、事件は終了する。
(審問の開始)

第39条 委員会は、申立てのあつた日から原則として三十日以内に、審問を開始するものとし、審問を開始するにあつては、審問開始通知書を当事者に送付しなければならない。

- 2 審問開始通知書には、事件及び当事者の表示並びに審問の期日及び場所を記載し、かつ、当事者が出頭すべき旨を付記しなければならない。
- 3 委員会は、当事者が法人その他の団体であるとき、その他必要があると認めるときは、審問に出頭すべき者を指定することができる。
- 4 審問に参加する委員は、あらかじめ、会長に申し出るものとする。
(審問の手続)

第40条 審問は、当事者の立会いのもとで行なう。ただし、当事者が出頭しない場合でも適当と認めるときは、これを行なうことを妨げない。

- 2 審問は、公開する。ただし、公益委員会議が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。
- 3 審問には、当事者自身又は前条第三項の規定により指定された者が、出頭しなければならない。ただし、当事者は、会長の許可をえて、補佐人をともなつて出頭することができる。
- 4 審問の期日及び場所は、そのたびごとに、あらかじめ参与を申し出た委員及び当事者に、書面又は口頭で通知しなければならない。
- 5 審問は、二回以上にわたるときは、できるだけ継続して行なわなければならない。継続して行なうことができないときは、審問の期日と期日との間をできるだけ短くしなければならない。
- 6 審問期日の変更の申出は、相当の理由がない限り、認めてはならない。
- 7 当事者が証人の尋問を申し出るときは、証人の氏名、住所及び証言すべき事項を明らかにしなければならない。
- 8 証人の呼出状には、当事者の表示、尋問すべき事項の要領、尋問の日時及び場所並びに証人として出頭すべき旨を記載しなければならない。
- 9 審問に参加した委員は、会長に告げて、当事者に問を発し、又は証人を尋問することができる。
- 10 当事者、代理人又は補佐人は、会長の許可をえて、陳述を行い、証人を尋問し、又は反対尋問することができる。この場合において、会長が適当であると認めるときは、当事者、代理人又は補佐人は、会長に先立つて尋問をすることができる。
- 11 会長は、前項の陳述又は尋問が、既に行われた陳述又は尋問と重複するとき、又は争点に関係のない事項にわたるとき、その他適当でないとき、これを制限することができる。
- 12 会長は、公正な審問の進行を確保するために、当事者及び関係人並びに傍聴者に対して、必要な指示をすることができる。
- 13 会長は、審問を終結するにさきだつて、当事者に対し、終結の日を予告して、最後陳述の機会を与えなければならない。
- 14 審問の結果、命令を発するに熟すると認められるときは、会長は、審問を終結する。審問を終結した後合議が行なわれるまでの間に、会長は、必要があると認めるときは、審問に参加した委員の意見をきいたうえ、審問を再開することができる。
- 15 担当職員は、審問の要領を記録した審問調書を作成して、署名又は記名押印しなければならない。当事者その他の者の陳述は、その正確な要旨を記載し、又は速記等によつて逐語的に記録して、これを審問調書の一部としなければならない。
- 16 当事者又は関係人は、審問調書を閲覧することができる。この場合、当事者その他の者の陳述の記載について異議が述べられたときは、その旨を審問調書に付記しなければならない。

(審査委員)

第41条 会長は、公益委員の全員による審査にかえて、公益委員の中から一人又は数人の委員(以下「審査委員」という。)(数人の委員の場合には、会長は、うち一人を委員長に指名しなければならない。))を選び、審査を担当させることができる。

2 第三十二条の二第一項、第三十三条第二項から第六項まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条中「会長」とあるのは、一人の審査委員が選任されたときには「審査委員」と、数人の審査委員が選任されたときには「審査委員長」と読み替えるものとする。

(合議)

第42条 審問を終結したときは、会長は、公益委員会議を開き合議を行なう。

2 公益委員会議は、合議にさきだつて、審問に参加した使用者委員及び労働者委員の出席を求め、その意見を聞かなければならない。ただし、出席がないときは、この限りでない。

3 合議は、公開しない。

4 委員会は、合議の結果により、審問を再開することができる。

(命令)

第43条 委員会は、合議により、申立人の請求にかかる救済を理由があると判定したときは救済の全部若しくは一部を認容する命令を、理由がないと判定したときは申立てを棄却する命令を、遅滞なく、書面によつて発しなければならない。

2 前項の命令書には、次の各号に掲げる事項を記載し、会長が署名又は記名押印しなければならない。

一 命令書である旨の表示

二 当事者の表示

三 主文(請求にかかる救済の全部若しくは一部を認容する旨及びその履行方法の具体的内容又は申立てを棄却する旨)

四 理由(認定した事実及び法律上の根拠)

五 判定の日付

六 委員会名

3 会長は、第一項の命令書に字句の書き損じその他これに類する明白な誤りがあるときは、その旨を命令書に付記して訂正することができる。この場合において、会長は、命令書を訂正した旨を当事者に通知しなければならない。

(命令書の写しの交付)

第44条 会長は、期日を定めて当事者を出頭させ、命令書の写しを交付し、第五十一条の規定により再審査の申立てができることを教示しなければならない。この場合には、担当職員は、交付調書を作成しなければならない。ただし、当事者の受領証をもつてこれにかえることができる。

2 委員会は、前項に定める手続にかえて、命令書の写し及び第五十一条の規定により再審査の申立てができることを教示した書面を配達証明の書留郵便によつて、当事者に送付することができる。この場合には、その配達の日を交付の日とみなす。

3 前二項の命令書の写しについては、必要があるときは、事務局長は、命令書の写しであることを証明することができる。

(命令の履行)

第45条 前条の規定により救済の全部又は一部を認容する命令につき命令書の写しが交付されたときは、使用者は、遅滞なくその命令を履行しなければならない。

2 命令を発した委員会の会長は、使用者に対し、命令の履行に関して報告を求めることができる。

(訴訟の指定代理人)

第46条 当事者が委員会を被告として訴えを提起したときは、委員会は、国の利害に係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)第五条の規定に基づいて、特定の公益委員、事務局長又は職員を指定してこの訴訟を行なわせることができる。

(緊急命令の申立て)

第47条 委員会は、使用者が裁判所に訴えを提起したことを知つたときには、直ちに公益委員会議を開き、受訴裁判所に労組法第二十七条第八項に定める命令(以下「緊急命令」という。)を申し立てるかどうかについて、決定しなければならない。

2 緊急命令の申立てに関しては、前条の規定を準用する。

(取消判決の確定による審査の再開)

第48条 委員会の命令の全部又は一部を取り消す旨の判決が確定し、行政事件訴訟法(昭

和三十七年法律第百三十九号)第三十三条第二項又は第三項の規定により、委員会があらためて命令を発しななければならないときは、委員会は、公益委員会議の決定により、当該事件の審査を再開しなければならない。

2 前項の規定により審査を再開するときは、委員会は、審査再開決定書を当事者に送付しなければならない。

3 審査再開決定書には、事件及び当事者の表示、審査を再開する旨並びに審査の範囲及び手続を記載しなければならない。

(公示による通知等)

第49条 第三十四条第三項、第三十七条第一項、第三十九条第一項、第四十条第四項、第四十四条第一項及び第二項並びに第四十八条第二項の規定により当事者に通知し、又は文書を交付する場合において、当事者の所在が知れないとき、その他通知又は交付をすることができないときは、公示の方法によることができる。

2 前項に規定する公示は、委員会が当該通知書又は文書を保管し、いつでも当事者に交付する旨を官報又は公報に掲載して行うものとする。この場合においては、その掲載をした日の翌日から起算して二週間を経過した日に、通知書又は文書の交付があつたものとみなす。

3 委員会は、公示の方法により通知又は交付をした当事者に対し、新たに第三十九条第一項又は第四十条第四項に規定する通知をする場合には、前項の規定にかかわらず、その通知書を委員会の掲示場に掲示して行うものとする。この場合においては、掲示をした日の翌日に通知があつたものとみなす。

(通知及び報告)

第50条 地労委の会長は、次に掲げる各号の規定に該当するときは、遅滞なく、その旨を中労委の会長に通知しなければならない。

一 審査を開始したとき及び第四十八条第一項の規定により審査を再開したとき。

二 審査を開始した後に、事件を移送し若しくは申立てを却下したとき、又は申立てが取り下げられたとき。

三 和解が成立したとき。

四 命令書の写しを交付したとき。

五 緊急命令又は確定した命令に使用者が従わないとき。

六 確定判決により支持された命令に使用者が従わないとき。

2 会長は、前項第五号の規定に該当するときは公益委員会議の決定により使用者の所在地を管轄する地方裁判所に、同項第六号の規定に該当するときは公益委員会議の決定により検察官に、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 会長は、前二項の規定によつて通知をしたとき、第四十七条の規定によつて緊急命令の申立てをしたとき、及び地労委においてはその処分に対する再審査の申立てがあつたときは、最近の総会にその旨を報告しなければならない。

第三節 再審査の手続

(申立てによる再審査)

第51条 地労委の処分に対して、その当事者のいずれか一方が再審査を申し立てる場合には、再審査申立書を、初審の地労委を経由して又は直接に、中労委に提出しなければならない。

2 再審査申立書については、第三十二条第二項(同項第三号及び第四号にかかる部分を除く。)の規定を準用するほか、不服の要点及びその理由を記載しなければならない。この場合において、地労委の命令書又は決定書に記載された事実認定の誤りがあると主張するときは、不服の理由の記載には当該箇所を示さなければならない。再審査申立書には、地労委の命令書又は決定書の写しが交付された日を記載し、その命令書又は決定書の写しを添附するものとする。

3 地労委は、再審査申立書が提出されたときは、直ちにこれを中労委に送付しなければならない。中労委は、再審査が中労委に直接申し立てられたときは、直ちにその旨を初審の地労委に通知しなければならない。

4 初審の地労委を経由して再審査申立書が提出されたときは、地労委に提出された日をもつて、再審査を申し立てた日とみなす。

5 中労委は、再審査の申立てが労組法第二十七条第五項(同条第十一項の規定によつて準用される場合を含む。)に規定する期間経過後になされたとき、又は第二項(後段を

除く。)に規定する要件を欠き補正されないときは、これを却下することができる。

(命令履行の勧告)

第51条の2 中労委会長は、使用者が再審査を申し立て、命令の全部又は一部を履行しない場合において、必要があると認めるときは、使用者に対し、命令の全部又は一部の履行を勧告することができる。

2 前項の勧告を行なう場合は、あらかじめ、使用者に対し弁明を求めなければならない。

(職権による再審査)

第52条 中労委が労組法第二十五条第二項の規定による職権に基づく再審査をするには、公益委員会議の議決によらなければならない。

2 前項の議決があつたときには、中労委は、その旨を当事者及び初審の地労委に書面によつて通知しなければならない。

(初審の記録の提出)

第53条 再審査の申立てがあつたとき、又は中労委が職権によつて再審査を行なうことを議決したときには、中労委は、初審の地労委に当該事件の記録の提出を求めることができる。

(再審査の範囲)

第54条 再審査は、申し立てられた不服の範囲において行なう。ただし、不服の申立ては、初審において請求した範囲をこえてはならない。

2 第五十二条の規定による再審査は、中労委が決定した範囲において行なう。

(再審査の命令)

第55条 中労委は、再審査の結果、その申立てに理由がないと認めるときにはこれを棄却し、理由があると認めるときには地労委の処分を取り消し、これに代る命令を発することができる。ただし、初審の命令の変更は、不服申立ての限度においてのみ行なうことができる。

2 中労委は、事件の初審の記録及び再審査申立書その他当事者から提出された書面等により、命令を発するに熟すると認めるときは、審問を経ないで命令を発することができる。

(その他の手続)

第56条 第三十二条から第五十条までの規定は、その性質に反しない限り、再審査の手続にこれを準用する。

2 会長は、第五十一条第一項の規定により申し立てられた事件について、必要があると認めるときは、公益を代表する地方調整委員を指名して、その審査の一部を行わせることができる。

3 第三十三条第二項から第六項まで、第三十七条から第四十条まで及び第五十六条の三(第一項、第五項及び第十一項を除く。)の規定は、前項の審査について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔表 略〕

4 中労委会長は、第一項の規定により準用される第五十条第一項第一号から第四号までの規定に該当する場合には、初審の地労委会長に通知しなければならない。再審査の命令書又は決定書の写しは、初審の地労委に送付しなければならない。

審級省略等に関する労使及び関係機関の考え方

(1) 労使の考え方

「集团的紛争に関する労働委員会と裁判所との関係では、接合のしかたが悪く、事実上の5審制となり、時間と費用がかかる労働紛争と捉えられてきた。賃金・解雇・異動・配転などの労働問題は、たとえ解決したとしても、10年も経るのでは意味はない。

したがって、不当労働行為に関する労働委員会の命令についての取消訴訟は高等裁判所に提訴するものとし、審級数の削減をはかるべきであり、加えて労働委員会における事実認定は、実質的な証拠書として裁判所は採用（事実認定が実質的証拠によって支持されている場合は裁判所は覆さない）すべきである。」〔平成12年5月16日・司法制度改革審議会・高木剛委員提出資料〕

「不当労働行為事件に関する労働委員会の命令の取消訴訟を含め、5審制となっている現実を等閑視することは許されない。

どのような解決策があるのか、裁判所、労働委員会の双方で、早急に検討を加えるとともに、本審議会においても行政事件訴訟のあり方の問題の一環として検討し、5審制の解消をはからなければならない。労働省に設けられている「労使関係検討会」報告でも問題提起されている取消訴訟の高裁への提訴による審級省略や実質的証拠法則の採用、労働委員会審議の厳格化などについて、一つの事案について5回も関所を通らされる者の身になって、直ちに真剣な検討に着手すべきである。」〔平成12年12月1日・司法制度改革審議会・高木剛委員提出資料〕

「不当労働行為事件について、労働委員会の命令等を含めると、実態として5審制となっているとして、不当労働行為に関する労働委員会の命令についての取消訴訟は、高等裁判所に提訴するものとし、審級数の省略を図る、労働委員会で認定した事実に実質的な証拠がある場合には、裁判所は労働委員会の事実認定に拘束されるべきである（実質的証拠法則の導入）との主張が、司法制度改革審議会の場に出されている。

しかし、審級省略は以下に述べる理由から、使用者側として賛成できない。

- ・ 労働委員会の命令が、裁判所で覆されるケースが多く、平成10年度では約6割に昇っている。この原因として、労働委員会の審査が不十分なため、不適切な命令が下される場合が多いこと、事実認定の面で裁判所が行なう厳格な手続に基づく審査に耐えうるものとなっていないこと、法的解釈の面でも同様の問題があることが指摘できる。上記の実態がある中では、労働委員会の命令は裁判所の第一審に代替しうるものとは到底言い難く、審級の省略により当事者の裁判を受ける機会を減らすべきではない。
- ・ 先に指摘したとおり、日経連が行なった労働事件裁判に関するアンケートでは、裁判の迅速化という点で、「迅速化は重要だが、そのために立証が制限されたり、証拠調べがおろそかにならぬようにすべき」との意見が多数を占めており、審級省略はそれに反するものとなる。

なお、審理の迅速化という点には、前述のとおり、適切な争点整理と相当な証拠調べ、裁判所の専門部・集中部の増加、労働法及び労使関係の実態に精通した裁判官の養成により対処すべきである。

また、実質的証拠法則の導入についても賛成できない。前述のとおり、労働委員会が行なう事実認定は、裁判所が行なう厳格な手続に基づく審査に耐えうるものとなっておらず、このような裁判の一般原則に対する例外を設けるべき理由は全くない。」〔日本経営者団体連盟司法制度改革検討小委員会「司法制度改革に対する意見（最終報告）」（平成12年9月）〕

「基本的に、地裁段階からの裁判を受ける権利は、安易に例外が認められるべきではなく、少なくとも労働委員会が、地裁段階での判断に代わりうるほどの実質を持っているか

どうかの検証が前提問題であろうと存じます。

その意味で、労働委員会の現状は、専門体制の充実などの面で決して満足のいく状態ではないとの現状認識は、ほぼ共有されているのではないのでしょうか。こうしたなかで現在、労働委員会の体制強化の検討も行われていると聞いており、今後さらに、そうした改革の方向性を見極めてから、本格的な検討を行うべき問題かと存じます。」〔平成13年3月19日・司法制度改革審議会・山本勝委員提出資料〕

(2) 関係機関の考え方

「不当労働行為に関する労働委員会の決定・命令に対して取消訴訟が提起される場合には、実質的にみれば4審制ないし5審制となっているため、公正取引委員会の審決取消訴訟のように高等裁判所を第一審とすべきであるとの指摘がある。ところで、審級の省略が認められるのは、行政機関の判断が裁判所の第一審に代替し得ると評価できるほどに高い専門性を有する場合であって、公正取引委員会の審決は市場経済に関する高度な専門的知識に基づく判断であるため、裁判所の第一審に代替し得るものと考えられてきた。労働委員会の判断がこのような高度の専門性を有し、裁判所の第一審に代替し得るものであるかどうか、裁判所での事実審理が高等裁判所だけでよいかどうかについては、他の制度との関連性も考慮して、十分検討する必要がある。」〔平成12年6月13日・最高裁判所の司法制度改革審議会提出資料〕

「紛争解決の迅速化を図るための方策として、労働委員会と裁判所における審理の充実・迅速化をそれぞれ図っていくほかに、労働委員会の救済命令等に対する取消訴訟につき裁判所の審級を省略すべきであるとの意見がある。

しかし、一般に、審級の省略が認められるのは、行政機関の判断が、審査主体及び審査手続の両面において司法に準ずるものであり、実質的にも裁判所の第一審に代替し得るものと評価できる場合であるといわれている。そのような例としては、公正取引委員会の審決や特許庁の審決に対する取消訴訟があるが、これらの審判は、いずれも裁判所の第一審に代替し得ると評価できるものとされている。これに対して、労働委員会では、平成11年における地方労働委員会の救済命令等に対する不服申立率は約7割となっており、また、平成10年における取消訴訟の認容率（取消率）は約6割となっている。こうした状況の下で、審級を省略すると、当事者が裁判所の判断に対する不服を上級審に訴える機会（審級の利益）を不当に奪うこととならないかという観点から検討する必要がある。」〔平成12年12月1日・最高裁判所の司法制度改革審議会提出資料〕

「不当労働行為に関する紛争の解決の迅速化に向けた方策としては、審級省略制度、実質的証拠法則（労働委員会等の認定した事実が、それを立証する実質的な証拠によって裏付けられている場合には、裁判所を拘束するという法則をいう。）新証拠の提出制限等の制度を採用し、労働委員会の審査手続を経た事件につき、裁判手続における審理を簡略化することも考えられる。

しかし、裁判手続における審理の簡略化は、憲法上の裁判を受ける権利の保障に関わる問題であることにかんがみると、審査手続における当事者に対する手続保障の程度（労働委員会の審査手続において、十分に当事者の主張・立証の機会が与えられているのか。）労働委員会の事実認定を尊重することの合理性の有無（事実認定の過程の厳密さにおいて、裁判所の第一審の判断に代替しうる実質を有しているか。不当労働行為に当たるか否かの判断がどの程度の専門的・技術的判断を伴うのか。）などについて慎重に検討する必要がある。」〔平成12年6月13日・法務省の司法制度改革審議会提出資料〕

「5審制の問題を解消するために審級省略や実質的証拠法則を導入する場合には、労働委員会の審査手続を裁判所の訴訟手続と代替可能な程度に厳格化する必要があると考えられるが、その場合には、迅速な救済を旨とする労働委員会の特質が損なわれるおそれがないかを慎重に検討するとともに、審査手続の厳格化の具体的な在り方については、他のADRとの関係やADR一般と裁判手続との連携強化という観点から、総合的に検討する必要があると考える。」〔平成12年12月1日・法務省の司法制度改革審議会提出資料〕